

令和6年11月28日 開 会

令和6年12月19日 閉 会

令和6年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

11月28日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開　　会（午前10時00分）	7
○日程第1　会議録署名議員の指名について	7
○日程第2　会期の決定について	7
○日程第3　諸般の報告について	7
○日程第4　報第8号　専決処分の報告について	8
○日程第5　承第3号から日程第13　議第81号まで	
林市長提案説明	8
○日程第14　質　　疑	10
○日程第15　討　　論	12
○日程第16　採　　決	12
○日程第17　議第82号から日程第24　議第90号まで	13
林市長提案説明	14
○散　　会（午前10時35分）	17

12月6日（金曜日）第2号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	20
○出席議員	20
○欠席議員	21
○説明のため出席した者の職氏名	21
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	21
○開　　議（午前10時00分）	22
○日程第1　質　　疑（議第82号から議第90号まで）	22

11番 山崎 通議員質疑	22
服部市民環境課長答弁	22
11番 山崎 通議員質疑	23
久保田副市長答弁	24
11番 山崎 通議員質疑	26
久保田副市長答弁	27
3番 吉田昌樹議員質疑	27
福井農林畜産課長答弁	27
棚橋建設課長答弁	28
3番 吉田昌樹議員質疑	28
藤根水道課長答弁	29
○日程第2 委員会付託（議第82号から議第90号まで）	30
○散 会（午前10時27分）	30

12月13日（金曜日）第3号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開 議（午前10時00分）	33
○日程第1 一般質問	33
1. 3番 吉田昌樹議員質問	33
（1）現行の健康保険証の新規発行停止について	33
服部市民環境課長答弁	34
吉田昌樹議員質問	36
服部市民環境課長答弁	36
（2）新型コロナワクチンの定期接種について	36
森理事兼健康介護課長答弁	38
吉田昌樹議員質問	39
森理事兼健康介護課長答弁	40

(3) 被爆80年の2025年、山州市の非核平和の取り組みについて	41
谷村理事兼総務課長答弁	43
吉田昌樹議員質問	45
林市長答弁	45
○休憩（午前10時45分）	46
○再開（午前10時53分）	46
2. 4番 武藤行儀議員質問	46
(1) 企業誘致の促進について	46
今井まちづくり・企業支援課長答弁	47
武藤行儀議員質問	48
今井まちづくり・企業支援課長答弁	48
3. 6番 奥田真也議員質問	49
(1) 山州市手話言語条例のその後について	49
岩田福祉課長答弁	50
奥田真也議員質問	51
岩田福祉課長答弁	51
奥田真也議員発言	51
(2) 公共交通について	52
丹羽企画財政課長答弁	53
奥田真也議員質問	53
丹羽企画財政課長答弁	54
奥田真也議員発言	55
(3) カスハラやモンスターペアレントの対策について	55
谷村理事兼総務課長答弁	57
○休憩（午前11時36分）	57
○再開（午前11時37分）	57
平工学校教育課長答弁	57
正治子育て支援課長答弁	58
奥田真也議員質問	59
久保田副市長答弁	60
奥田真也議員発言	62
○休憩（午前11時53分）	62

○再	開（午後 1 時00分）	62
4.	1 番 河合雅俊議員質問	62
	（1）山県市の健診事業について	62
	森理事兼健康介護課長答弁	63
	河合雅俊議員質問	64
	森理事兼健康介護課長答弁	65
	（2）医療費適正化に向けた取り組みについて	65
	服部市民環境課長答弁	66
	森理事兼健康介護課長答弁	67
	河合雅俊議員質問	67
	森理事兼健康介護課長答弁	68
	河合雅俊議員質問	68
	林市長答弁	68
5.	2 番 川島亜也議員質問	69
	（1）山県市が掲げる都市宣言について	69
	丹羽企画財政課長答弁	70
	川島亜也議員質問	71
	福井農林畜産課長答弁	71
	川島亜也議員発言	72
	（2）山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」について	72
	服部市民環境課長答弁	73
	川島亜也議員質問	74
	服部市民環境課長答弁	74
	川島亜也議員発言	75
6.	9 番 加藤義信議員質問	76
	（1）G I G Aスクール端末の利用促進と更新について	76
	平工学校教育課長答弁	77
	加藤義信議員質問	79
	平工学校教育課長答弁	80
	加藤義信議員質問	81
	服部教育長答弁	82
○休	憩（午後 2 時12分）	83

○再	開（午後 2 時 20 分）	83
7.	13 番 武藤孝成議員質問	83
	（1）自転車乗車中のヘルメット着用について	83
	谷村理事兼総務課長答弁	84
	武藤孝成議員質問	85
	谷村理事兼総務課長答弁	85
	武藤孝成議員質問	86
	林市長答弁	87
	（2）水道水等の P F A S（ピーファス）問題について	87
	藤根水道課長答弁	88
	服部市民環境課長答弁	89
	武藤孝成議員質問	90
	服部市民環境課長答弁	90
	藤根水道課長答弁	91
	武藤孝成議員発言	91
8.	7 番 寺町祥江議員質問	91
	（1）労働力人口の減少に新たな支援策を	91
	今井まちづくり・企業支援課長答弁	93
	寺町祥江議員質問	94
	今井まちづくり・企業支援課長答弁	96
9.	5 番 田中辰典議員質問	97
	（1）山縣市カーボン・マイナス・シティ推進補助金について	97
	服部市民環境課長答弁	97
	田中辰典議員質問	98
	服部市民環境課長答弁	98
	田中辰典議員発言	98
○散	会（午後 3 時 22 分）	99

12月19日（木曜日）第4号

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	102
○出席議員	104

○欠席議員	104
○説明のため出席した者の職氏名	104
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	105
○開 議（午前10時00分）	106
○日程第1 常任委員会委員長報告	106
○日程第2 委員長報告に対する質疑	107
○日程第3 討 論（議第82号から議第90号まで）	107
○日程第4 採 決（議第82号から議第90号まで）	107
○閉 会（午前10時10分）	110
○会議録署名者	110

令和6年11月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 11月28日（木曜日）

○議事日程 第1号 令和6年11月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第5 承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第6 議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第75号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第76号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第78号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議第79号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第80号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第81号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 質 疑
- 承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 討 論
- 承第3号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 採 決
- 承第3号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第17 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第18 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 日程第24 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 日程第25 議第90号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第5 承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第6 議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第75号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第76号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第78号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議第79号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第80号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第81号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 質 疑

- 承第3号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 討 論

- 承第3号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 採 決

- 承第3号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議第74号 山口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議第75号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第76号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第77号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第78号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第79号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第80号	令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第81号	令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第18	議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第20	議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
日程第24	議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
日程第25	議第90号 指定管理者の指定について

○出席議員（11名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
8番	古川雅一	9番	加藤義信
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（2名）

7番	寺町祥江	10番	操知子
----	------	-----	-----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優	副市長	久保田 裕 司
教育長	服 部 和 也	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦
企画財政 課長	丹 羽 竜 之	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課長	服 部 裕 司	福祉課長	岩 田 豊 実
理事兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課長	正 治 裕 樹
農林畜産 課長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	浅 野 浩 昭	学校教育 課長	平 工 雅 之
生涯学習 課長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男	書記	大 野 幹 根
書記	山 口 真 理	書記	太 田 菜々子

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年山県市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 山崎 通議員、13番 武藤孝成議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月28日から12月19日までの22日間とし、11月29日から12月5日まで、7日から12日まで、14日から15日まで及び17日から18日までを休会にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日11月28日から12月19日までの22日間とし、11月29日から12月5日まで、7日から12日まで、14日から15日まで及び17日から18日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年9月から10月までに実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月25日、岐阜市において、令和6年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、令和5年度決算の議案を審議し、原案のとおり認定されました。

その他については、活動報告のとおりです。

以上をもちまして、諸般の報告について終わります。

日程第4 報第8号 専決処分の報告について

- 議長（吉田茂広） 日程第4、報第8号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。
-

日程第5 承第3号から日程第13 議第81号まで

- 議長（吉田茂広） 日程第5、承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、日程第6、議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第75号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第76号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第78号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第11、議第79号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議第80号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第13、議第81号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優） 改めまして、皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走を控え、大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年も残すところ、あと1か月余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、1月1日には能登半島地震が発生し、その後4月17日には震度6弱の豊後水道地震、また、8月8日には震度6弱の日向灘地震と、次々と大きな地震が発生をいたしました。また、9月21日から23日にかけて、台風14号から変わった温帯低気圧及び活発な秋雨前線や線状降水帯などの影響で、またもや能登地方を中心に記録的な豪雨となり、大きな災害をもたらしました。特に、元日に発生をいたしました能登半島地震については、各地で土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊が相次ぎ、交通網も寸断されるなど、奥能登地域を中心に北陸地方の各地で甚大な被害をもたらしました。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々や御家族に対しまして、心よりお

見舞いを申し上げる次第でございます。

こうした中で、本市におきましては、これまで延べ22人の職員を輪島市、金沢市、中能登町に派遣し、現在も2名の職員を輪島市と能登町へ派遣をしており、被災者の支援業務を行っております。

相次ぐ災害により各地で被害を受け、そして日本の広範囲を襲った記録的な猛暑は、前年と並んで日本の観測史上最も暑い夏になるなど、今後このような異常気象や自然災害にどう対応していくかという課題が改めて突きつけられたこの1年余りでありました。

本市におきましては、10月28日に三重県熊野市と相互応援により被害を受けた市の救援・救助や物的・人的支援等を迅速かつ円滑に遂行することを目的として、災害時における相互応援に関する協定を結びました。また、11月17日には、地域防災の要であります消防団の活動PRや、防災についての興味や意識を高めるため、山県市消防防災フェスタを開催しました。また、19日には、令和6年度岐阜県総合防災訓練に参加し、県と市町村の連携強化を図るため、県災害対策本部と5市町、これは岐阜市、各務原市、山県市、瑞穂市、揖斐川町でございますけれども、5市町による災害対策本部訓練を同一のシナリオで行いました。

他方、各地域におきましては、日頃から地域が主体となって、防災活動の推進に御尽力をいただき感謝申し上げます。大災害では公助の限界がございます。そのためにも地域の皆様が主体の防災活動は減災につながってまいりますので、今後ともより一層の御協力いただきますようお願いを申し上げます。

今後も防災体制の一層の強化を進めてまいりますので、議員各位におかれましても御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー3の専決処分案件1件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、10月27日執行の衆議院議員選挙の事務経費として1,587万8,000円を追加し、その総額を156億3,402万2,000円とする補正予算を、令和6年10月2日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー1をお願いします。条例案件4件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、2ページでございます。議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告を踏まえ、期末手

当の支給割合を変更するなどの改正を行うものでございます。

次に4ページの議第75号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山口市職員の給与に関する条例の一部を改正することを踏まえまして、山口市議会議員の期末手当においても同様の支給率分を引き上げる改正を行うものでございます。

次に6ページ、議第76号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様の趣旨による改正でございます。

次に8ページ、議第77号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた俸給月額の上上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率の上上げを行うものでございます。

次に、資料ナンバー4の補正予算案件4件について御説明申し上げます。

資料ナンバー4、議第78号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第6号）は、議会議員、常勤の特別職職員、一般職職員の期末勤勉手当等の引上げ、職員の給与改定等、人件費に係る補正予算でございます。

次に、39ページの議第79号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び49ページの議第80号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）、また、65ページの議第81号 令和6年度山口市下水道事業会計補正予算（第2号）の補正予算でございますが、これらも全て職員の期末勤勉手当の上上げ等、人件費に係る補正でございます。

以上、御説明申し上げました専決処分案件1件、また、条例4案件及び補正予算4案件につきましては、基準日が12月1日現在である期末勤勉手当の本年12月支給分から適用させるため、本日の議決をお願いしようとするものでございます。議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第14 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第14、質疑。

ただいまの市長提出議案、承第3号から議第81号までの9議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 副市長にお尋ねしますが、資料ナンバー5の7号の保健衛生費についてですけれども、これは機械に慣れていないもので、うまく取扱いできないのですが、確認のために副市長にお尋ねしますが、これは前もちょっとお話したかも分かりませんが、このPPAモデル太陽光の事業の具体的な作業内容についてお尋ねしたいのですが。

○議長（吉田茂広） 山崎議員、ただいまの質疑は、今、市長のほうから提案説明がありました承第3号から議第81号までの9議案に対する質疑でございます。

○11番（山崎 通） これはいつやったらいいの。

○議長（吉田茂広） それは委員会で行っていただくか、山崎議員は総務産業建設委員会……。

○11番（山崎 通） いや、それは総務であっても別にいいということにしたんじゃないかな。

○議長（吉田茂広） 6日に本会議の質疑がございますので、その質疑の場で行っていただくということでございます。

○11番（山崎 通） 今は市長の提案した分しかできないの。

○議長（吉田茂広） そうです。

○11番（山崎 通） 今日どうしてもしたかったもので、あれなんやけど、6日の日にチャンスがあるわけやね。

○議長（吉田茂広） そうです。

○11番（山崎 通） 分かりました。失礼しました。

○議長（吉田茂広） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第3号から議第81号までの9議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第3号から議第81号までの9議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。したがって、承第3号から議第81号までの9議案は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第15 討論

○議長（吉田茂広） 日程第15、討論。

これより承第3号から議第81号までの9議案の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第16 採決

○議長（吉田茂広） 日程第16、採決。

ただいまから、承第3号から議第81号までの9議案の採決を行います。

承第3号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

次に、議第74号 山県市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第75号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第76号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第77号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第78号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第6号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第79号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第80号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

議第81号 令和6年度山県市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第17 議第82号から日程第24 議第90号まで

○議長（吉田茂広） 日程第17、議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第18、議第83号 山県市国民健康保険条例の

一部を改正する条例について、日程第19、議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）、日程第20、議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第23、議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について、日程第24、議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、日程第25、議第90号 指定管理者の指定について、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 先ほど上程されました9議案につきまして、適切なる御決定をいただきありがとうございます。

それでは、ただいま上程をいたしました議案について御説明を申し上げます。

ただいま上程いたしました議案は、条例案件2件、補正予算案件4件、その他案件3件でございます。

それでは、資料ナンバー1の16ページから御説明を申し上げます。議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、令和7年6月1日施行の刑法等の一部を改正する法律によりまして、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑とされたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に19ページでございます。議第83号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度診療報酬改定に伴う診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、参照する項注番号のずれを修正するため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、資料ナンバー5の補正予算案件4件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー5、議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）は、2億9,457万7,000円を追加し、予算の総額を159億6,113万2,000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

歳出の主なものから御説明いたします。

まず、10ページをお願いいたします。総務費237万6,000円は、戸籍情報システム標準化への移行を踏まえ、現在4市、山口市、各務原市、美濃加茂市、下呂市で稼働しております戸籍情報システムの共同化事業を令和7年6月9日に解散・停止することに伴いまして、次期システムへ移行するに当たって事前に準備が必要となる機器等を購入しようとするものでございます。

民生費に入りまして、福祉医療費の780万3,000円は、インフルエンザなどの感染症が流行したこと等によるもので、一部、県補助金を計上しております。国民年金事務は、昨年度実績に伴う精算返還金、障がい者自立支援事業の扶助費6,211万円は、診療報酬改定や利用者増加によるものでございます。そうした実績見込みによるもので、財源は国・県負担金を計上しております。

次に11ページ、後期高齢者医療費は、今般の補正に伴う繰出金、施設型給付費等負担金3,484万8,000円は、公定価格の改定と入所者数が増えたことによるもので、財源は国・県負担金を計上いたしております。

次に、私立保育所等事業補助金1,470万9,000円は、高富保育園が実施する施設改修工事が、県の保育所緊急整備事業として採択見込みとなりましたので追加しようとするもので、その次は、実績に伴う精算返還金でございます。

12ページにわたります、次の放課後児童クラブ452万4,000円は、利用児童の増加、利用学年の拡大に伴い、高富小学校区の放課後児童クラブのクラブ室を新たに1室開所するため、高富小学校内の多目的ルームの改修と開所準備に必要な経費を追加するもので、国・県補助金を計上いたしております。児童措置費と母子福祉費は、実績に伴う精算返還金で、保育園費285万7,000円は、食料品の価格上昇の影響により不足が見込まれる給食等の賄材料費を増額するものでございます。

13ページにわたります、次の障がい児福祉費417万1,000円は、ピッコロ療育センターのLED照明化工事の追加で、再エネ交付金を計上いたしております。

生活保護費1,300万円は、高額医療費の増加により追加するもので、国庫負担金を計上しております。

次に衛生費に入りまして、予防費は、接種者の増加による実績見込みによる子宮頸がんワクチン接種委託料1,215万9,000円の追加、予防接種健康被害給付金179万1,000円は、予防接種健康被害救済制度に基づく給付金で、予防接種法に基づき国に認定されたことから追加するもので、県負担金を計上しております。

母子保健費は、昨年度実績に伴う精算返還金で、次の環境衛生費1億2,745万7,000円は、再エネ交付金において、今般追加交付の内示を受けたものでございます。そのため、次年度以降予定していましたがPPA事業者が実施する公共施設への太陽光発電設備事業を前倒しし、7か所の実施箇所でございますが、実施しようとするもので、PPAモデル太陽光発電設備等設置事業補助金を7,086万7,000円、再エネ交付金の追加交付額と、今年度未実施等となった交付金事業等を合わせた額を計上いたしております。

PPAモデル太陽光発電設備等設置工事費5,654万円と設計委託料105万円は、公共施

設 P P A 事業実施に伴い、市が実施する工事に係る費用で、この工事には地方債の活用を見込んでおります。

次に15ページ、農林水産業費30万円は、有害鳥獣防止柵設置助成金の増額で、教育費の小学校費は、公共施設 P P A 事業補助金へ再エネ交付金を振り替える財源更正でございます。

中学校費の130万円は、高富中学校体育館の開閉式のバスケットゴールが老朽化によりまして故障したため、落下の危険性もあることから改修するものでございます。

16ページに移りまして、公民館費1,432万2,000円の減額は、美山コミュニティセンターLED照明化工事において、過疎債の配分調整に伴い、工事を次年度以降としたことによる減額でございます。

次に8ページの歳入にお戻りください。

歳入につきましては、歳出補正に連動したもので、不足する財源につきましては、財政調整基金を8,959万9,000円繰り入れることとしております。

次に4ページをお願いします。第2表繰越明許費補正につきましては、今般の補正事業を含め、いずれの事業も年度内に完了することができない見込みであることから設定するものでございます。

5ページに移りまして、第3表地方債補正につきましては、新たに活用しようとする事業を追加し、下段の変更は、年度に事業を見送ったことにより減額するものでございます。

19ページをお願いします。特別会計の補正予算でございますが、議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、35万円を追加し、予算の総額を31億4,097万3,000円にしようとするもので、内容につきましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

27ページをお願いします。議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、113万8,000円を追加し、予算の総額を5億1,696万5,000円にしようとするものでございます。内容といたしましては、健康診査事業において、受診者の増加による実績見込みにより保健事業委託費を増額するものでございます。

35ページをお願いします。議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）は、予算第3条に定めた収益的支出に3,133万3,000円を追加するものでございます。内容としましては、不足が見込まれる修繕料3,100万円と、支払消費税額の確定により消費税を33万3,000円増額するものでございます。

以上で補正予算に関する説明を終わります。

続きまして、資料ナンバー1のその他案件3件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の20ページから説明させていただきます。議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議につきましては、令和7年度中に行われる自治体情報システムの標準化を見据え、広域相互発行事業が終了することに伴い、21市町と締結している広域相互発行事務委託に関する規約を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に23ページをお願いします。議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議につきましては、令和7年度末までに戸籍情報システム標準化への移行を踏まえ、現在4市で稼働している戸籍情報システム共同化事業を解散し、電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後に24ページでございます。議第90号 指定管理者の指定につきましては、山県市高富児童館の指定管理期間が令和6年度末で終了することから、特定非営利活動法人かばさんファミリーを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りまして、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月6日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午前10時35分散会

令和6年12月6日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 12月6日（金曜日）

○議事日程 第2号 令和6年12月6日

日程第1 質 疑

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 河合雅俊 | 2番 | 川島亜也 |
| 3番 | 吉田昌樹 | 4番 | 武藤行儀 |
| 5番 | 田中辰典 | 6番 | 奥田真也 |

7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	11番	山崎通
12番	吉田茂広	13番	武藤孝成

○欠席議員（1名）

10番	操知子
-----	-----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政課 長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境課 長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産課 長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育課 長	平工雅之
生涯学習課 長	大西義彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男	書記	大野幹根
書記	太田菜々子		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議第90号 指定管理者の指定についてまでの9議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、議長から許可をいただきましたので、質疑を行います。

議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）の資料ナンバー5、14ページについてですけど、服部市民環境課長にお尋ねしますが、この案件について、P P Aモデル太陽光事業の具体的な内容について。

もう1つは、これは私が勘違いしているといけないので確認するんですけど、当初予算の金額。

この2点を伺います。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 山崎議員の御質問にお答えします。

まず、P P Aモデル太陽光事業の具体的な内容につきましては、まずはP P A、Power Purchase Agreement、電力販売契約の略を称します。

今回につきましては、市有施設、市の施設の屋根等を事業者が借りまして、発電設備を設置しまして、発電した電気を市が設置施設で使うことで、電気料金とCO₂排出を削減するものです。

こちらにつきましては、設備の所有はP P A事業者が持つ形となりますので、資産を保有することなく、再エネ利用が可能となります。

市のほうは、P P A事業者が公共事業の屋根で発電することによりまして、自家消費するものをP P A事業者が行いますので、その分、電気料金をいただくときには、サービス料としてP P A事業者を支払うという形を取ろうと考えております。

市からP P A事業者に対しましては、今回の設備工事につきましては、補助金を交付

する予定であります。環境省の重点対策加速化事業ですので、この事業から見ていきますと、2分の1の補助になります。

2点目、当初予算の金額でございますが、当初予算は6,732万円で組ませていただきました。内訳は、美山支所のZEBのPPA導入とか、民間の個人の補助事業、あとは公共施設のほうの空調の改修等を含めたものになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） これは質疑ですので、別にこれを言ったから反対をしとるという意味ではありませんが、そもそも私が一番違和感を感じているのは、12月のこの時期に補正を組んでまでも、1億3,000万円をかけてやらなければならないということに、どうも違和感を感じている。思えば当初予算で組めば、今の課長の説明では6,700万円を当初で組まれておるわけですが、まず1つは、今この時期にどうしてそれを組むのかということが、どうしても納得ができないんですが。

それから、この時期というのは、皆さん御存じやと思うんですけど、新しいパネルがもうすぐそこまで来ると出てきておるといふ……、副市長に尋ねますので、もうこの時期まで、今パネルは最近新しいのがどんどん出てきまして、そして、このパネルは、くねくね下敷きみたいに曲がるのとか、あるいは高層ビルの窓ガラスに使うとか、もう新しいのがすぐそこまで来ているというこの時期に、こんなに1億3,000万円、さっき課長からの説明で6,700万円、こんな巨額を投じて今やらなければならないかということが、私はどうも納得いかないなと思っとるんですが。

そして、このパネルのことを世間が騒ぎ出して、さっきの説明のように、国もCO₂についていろいろ民間に事業を提供するような話になってから、ちょうど20年になるんです。

山口市は、恐らく私が思うのは、大体十二、三年ぐらい前からみんなが騒ぎ出してあちこちでパネルを設置しているんですが、これは今現在、私が調べたところでは、キロワット8円なんです。当初始めたときは42円だったんです。42円の頃は、42円ももらえらんならいいなと言ったときに、私の記憶では、そこら辺は曖昧で、そう言ったやないかって後から言われても困るんですけど、大体設定は20年で設定してある。それで、10年の間に設備をした分を払って、その残りの10年で返すというのが、そもそものこの事業の根底にあったわけですが、それで今ちょうど10年たつと、あ、これからはもうかるぞというような時期にやってきたんですが、10年たつとパネルの電気を起こす能力が激減するんです。

なおかつ、20年たつとパネルが廃棄されるような時期がやってくるわけです。早いところは十二、三年でやってくるんです。そうすると、現在の状況では、パネルを廃棄する場合に、処理方法というのはまだ見つかっていない。全く見つかっていない。

それで、私が知っている廃棄をされるところに尋ねたんです。それは今どうして廃棄しているんですかと聞いたら、いや、どこもできないと。じゃあ、どこか聞くと、うちがやりますよとか書いてあるよと言ったら、それは書いてあるだけで、仮に受けたとしても、もう考えられないような高い値段でやるんやというのが、これが専門家の意見なんです。その人は受けたらどうすんねやろと言ったら、それはもう内緒でどこか持って行って埋めとるか、壊して何かしとるんやないかというような、曖昧な意見なんです。

それで、やっぱりインターネットで調べてみても、この廃棄をできるというのが、ほとんどないんです。ゼロに近いんです。新しいのができてきたとか言っていますが、これは言っているだけで実際にはやっていないんです。ですから、こういう処理の問題も含めて、大変危惧する点が多いわけです。

そして、今、山県市内でものすごい方たちがいろいろパネルをやっている。それで廃棄処分の時期が来た。それをこれからどうするというのは全然考えられていないんです。ましてや我が山県市も、このパネルを設置することについての条例も何もつくっていない。そういう状況の中で、国や県から補助金がある、あるいはうちが市債を発行して、借金をして、新たなこういうことをやるというのは、いささか冒険過ぎるのではないかということをおもうんですが。

それで、副市長にお尋ねしますが、そういう点について、副市長なりの考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。ちょっと頭の整理が
ついていない部分があるかもしれませんが。

まず、現代の科学技術の発展は著しいものですから、議員御発言のようなペラペラなやつ、NHKなんかでもやっていますけれども、ペロブスカイトと言うんですけれども、そんなようなやつを使えるといいなと思いつつながら、やはり単価が合わないで、なかなか今まだこれからということで、そういうのも視野に入れながらやっていく時期、過渡期にあるかなという気がします。

冒頭におっしゃられた、この時期に何でこれだけの額の補正予算を組むのかというのはごもつともな見解だと思います。ただ、今、この再エネということは国家問題として、原子力発電を含め、どのようにしていくかというのが国の重要なプロジェクトの一つで

ありまして、再生エネルギー、風力発電とかいろいろながありますが、太陽光も視野に、国のほうは入っています。各自治体もそれを視野に入れているものですから、環境省の補助金については最近人気がとてもありまして、奪い合いになっていると。

勝手にやりますよというふうに絵空事だけ言っても補助金はつかせませんよというのがありまして、山県市の今年度の実績を見て実効性が高いということで、今回追加で補助を出してもいいよという情報が来たようです。

ということで、せっかく山県市の実績を評価していただけているものですから、いただけるものについてはチャンスの後ろ髪と言われますように、後で後悔することがないように、今回手を挙げて活用して事業を進めさせていただこうというのが、私どもの思いであります。

通常、この時期にというのは、例えば今も国のほうでは補正予算13.9兆円の審議中ですが、そこでおいしいのが来れば、山県市にとって有利なものがあれば、ちゅうちょすることなく手を挙げさせていただきたいというのは、前から議会のほうでお話しているところですが、これにつきましては補正予算ではないんですが、環境省のほうで予算額を執行する中であって、山県市に投資することは価値があるなど御判断いただいて、追加でどうやということを、意見をいただきましたので、手を挙げておるものをございまして、この時期がイレギュラーというのは百も承知ですけれども、御理解をいただきたいと思います。

それと、今回のPPAについて、何が目的かということを担当のほうではしっかり言わなかったかも知れませんが、もともとは地域経済循環というのがありまして、御案内かとは思いますが、山県市の地域経済循環率は66.7%で、3分の1はよそへ出て行ってしまっているという。

地域最良型と言われるように、経済を地域内で回そうというのは、どこの市町村でもミッションになっておりまして、今も電気代というのは市外へ出て行っているものですから、今回はオンサイトPPA事業者が、市内の業者が手を合わせて会社をつくってくれまして、その中で売電していこうということですので、これは地域内の経済を循環させることになりまして、貢献することになりますので、一緒になってやっっていこうとするものであります。

議員が御心配の、じゃあ、10年、20年した先のとときに廃棄をどうするかというのは当然全国的に、これは山県市だけではなくて、いろいろな問題があることであります。無責任な言い方になるかもしれませんが、今回、市が設置するのではなくて、あくまで事業者が設置される、そのとき、ヒアリングをしていったときに、廃棄についてはどうす

るのかということも私も聞きましたけれども、今、現段階で明快な回答があるわけではないんですが、廃棄についての余剰分も積み立てなければならないという認識はあります。

ただ、この廃棄に関しては、議員御発言のように、まさに2011年の頃、東日本大震災をきっかけとして、原発の在り方を含めて、再生可能エネルギーで太陽光が注目されたものですから、当時、私も42円というのは記憶しております。お金に関しては民間の方からの提案もいただきましたけれども、42円ということで市場を踏まえて手を出そうと思ったんですが、やはり資金の問題じゃないということで、いろいろな御提案をいただいたけれども、私どものところは市が設置することに関しては手を出しませんでした。

今、おっしゃられるように単価はすごく安くなっています。ただ、普及したものですから単価も安くなって、8円でも採算が取れるということで、いまだに個人とか企業の方が手を出しておられるような状況にはありますが、私どもは、今度は電気代を浮かせるということが主目的やなくて、地域内の経済を循環させる、なおかつグローバルな視点から再エネを推進したいという思いですので、様々な課題はあるかと思いますが、重ねますけれども、せっかくなので国のお金を有効活用するためにも今がチャンスということで、補正を提案させていただいておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 当初にお話ししたように、全くこれはいかん、あれやって反対するという意味ではありませんが、今の話の中にもありましたように、8円でも採算が取れると言うんですけど、これは試算ですけど、18円を割ったらもう絶対に元が取れないというのは、どこのメーカーもそれは分かっているという事業をやっているということが一つ。

それから、今、事業者がやるという話ですけど、事業者がやっても、行政がやっても、誰がやっても、この最終的な廃棄の問題は、例えば今の話に戻すと、10年たち、20年たち、ひょっとすると20年たたないとこの成果がよかったな、悪かったなというのは分からないわけです。ですから、慎重にやってほしい。

くどいようですけど、お金がこんなにもたくさん動くわけです。それで、今のごみ処理の問題でも、何億というお金をみすみす損をしとる。それから、山県消防の話も、またくどいようですけど、これでも令和6年度は7億6,000万円を支払うんですよ。いまだかつてないような金額がどんどん出てくる。

私は、そういうことのないように、以前の財務大臣の塩川正十郎さんがおっしゃった

んです。母屋でおかゆをすすっていても離れで毎晩牛肉のすき焼きを食べたら何の意味もないという話をされて世間を騒がせたことがあるんですが、毎日職員の方も、もちろんみんなが、例えばペーパーの表裏を使ったり、とにかく節約に励んでいるこのときに、こちらでは何億、こちらでは何億というお金がみすみす失われるということは、これは行政として、皆さんから税金をいただいとる立場からすると、よほど慎重に、真剣に取り組まないといけないということを申し上げたい。

ですから、私は副市長に期待しているんです。服部課長もようやってくれているんですけど、わざわざ副市長にお願いするのは、そういうことに長けているので、そういう点はしっかりと吟味をして、後々の後悔にならないようにそういうことをお願いしたい。そんなことで御意見があれば伺いたいと思います、副市長。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 山崎議員の再々質問にお答えをします。

所感的になるかもしれませんが、おっしゃられるとおりに、やはり税金、公共のことですので、チャレンジも大切ですけど、石橋をたたいて渡るような観点も必要だと思っております。山崎議員に対しては釈迦に説法になるかもしれませんが、石橋をたたきながら渡らなければならないのが行政だという認識はあります。他方で、石橋をたたき過ぎて壊してまっても何にもならないというのは私の認識であります。慎重に、議員各位からの御指導をいただきながら、大切な行政の運営に向けまして努力してまいりたいと思いますので、今後とも御指導をいただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で、山崎 通議員の質疑を終わります。

通告順位 2 番 吉田昌樹議員。

○3 番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、質問を行います。

日本共産党の吉田昌樹です。よろしく申し上げます。

まず、議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）、資料5、4ページ、農林畜産課長、建設課長にお尋ねします。

繰越明許費補正の高富根夫第2揚水機場土地改良施設適正化事業、市道02011号線道路改良事業、市道61001号線道路改良事業、市道14009号線工事負担金の内容と繰り越す理由についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問の高富根夫第2揚水機場土地改良施設適正化事業の繰り越す理由についてでご

ざいますが、この事業は、地下水をくみ上げ圃場にかんがい用水として水を送る機械施設、いわゆる揚水ポンプの更新工事で、その製作期間に7か月を要し、補助申請の変更手続、また、適正な工期を確保するため設定させていただいたものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 柵橋建設課長。

○建設課長（柵橋和夫） 御質問にお答えします。

市道02011号線道路改良事業については、市役所北側の通称西深瀬農免道路と呼んでおるところの道路改良事業になります。今年度の事業として、西深瀬伊西地内の東海環状自動車道高架下区間の工事を予定しており、その施工においては国土交通省並びにNEXCOが施工する東海環状自動車道高架下の整備工事及び側道整備工事と関連するため、これらの工事の進捗に合わせて施工する必要があります。そのため、これらの工事と同様に翌年度にまたいで施工すべく、工事費及び積算業務の委託費を繰り越すものでございます。

2つ目の市道61001号線道路改良事業につきましては、美山地域の佐野地内、通称佐野坂と呼んでおるところの登り口付近において、山留めコンクリート擁壁の傾斜や変異などの変状の有無を委託して調査するものであります。

調査を実施する上で、雨期を含んだ5月から半年間程度、長期的に継続調査を実施することで、変状の原因となり得る降雨や地下水位の影響などを確認することが可能となり、より有効な調査となりますので、今年度中に業務を発注し準備を行った上で、次年度早々5月から調査を開始すべく、委託費を繰り越すものであります。

市道14009号線工事負担金につきましては、岐阜県が実施する鳥羽川河川改修事業と、市が実施する西深瀬農免道路の一部である市道14009号線道路改良事業に伴う富岡橋架け替え工事に関わるもので、協定に基づき工事を委託する岐阜県への負担金であり、岐阜県が今年度発注した右岸の下部工工事が翌年度にまたいで施工することとなりますので、それに対する負担金のうち、年度内に支払った前払金を除いた分を繰り越すものであります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございました。次の質疑に移ります。

議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、資料5、37ページ、令和6年度山県市水道事業会計説明書、収益的収入及び支出。

水道事業費用、営業費用、配水及び給水費、修繕費。補正前の予定額7,868万1,000円

に修繕費3,100万円を加えて計1億968万1,000円に補正する。説明に漏水修繕単価の増額となっています。修繕単価の増額の内容についてお尋ねします。

令和6年度山県市予算書286ページには、1水道事業費用、1営業費用、2配水及び給水費、本年度7,868万1,000円、前年度6,592万3,000円、比較1,275万8,000円。19修繕費7,267万円で、修繕費の説明、漏水等修繕費4,950万円、消火栓修繕費792万円、検満量水器・交換委託費1,525万円となっています。

今回の補正予算で、漏水修繕費4,950万円に補正予算額3,100万円を加えて、漏水修繕費を8,050万円に1.63倍に増額するというのでしょうか。水道課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 藤根水道課長。

○水道課長（藤根 勝） 御質問にお答えします。

御質問の修繕単価の増額の内容についてでございますが、これは山県市内の道路に断続的に埋設するいわゆる水道本管と、そこから各家庭に引き込むための給水管に関する修繕が主なものとなっており、近年全国的にも問題となっております水道管の老朽化に伴う漏水修繕が大半を占めております。

修繕費単価につきましては、令和5年度上半期での支払額を修理件数で割りますと、1件当たり24万1,604円となり、これを令和6年度、本年度に置き換えて計算しますと、25万3,500円となります。これは、近年の労務単価、あるいは資材単価の高騰などが主な要因でございます。

2点目の御質問、漏水修繕費が1.63倍に増額するということについてでございますが、議員御指摘のとおり増額のお願いとなっております。

漏水に係る修繕費の当初予算額と補正予算額の推移につきましては、令和4年度、5年度がともに3,650万円の当初予算額に対して、令和4年度は3,000万円の補正、令和5年度は3,650万円の補正、本年度、令和6年度につきましては、4,950万円の当初予算で前年度比1.35倍と増額しておりますが、年度末に向けての修繕費の不足が見込まれるため、3,100万円の増額をお願いするものでございます。

本来であれば、過去数年間の決算を踏まえ、当初予算に反映させるべきではあります。水道会計は企業会計であり、原則独立採算であることが求められているため、以前からも当初予算時におきまして、過去の実績ベースでの満額での修繕費の予算計上ができていない状況でございます。

令和7年度予算につきましては、まだまだ物価や光熱費などの高騰が続いている状況ではあります。水道事業の経営状況を注視しつつ、少しでも修繕費の予算額が実績ベースに近くなるよう、現在精査しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございます。質疑を終わります。

○議長（吉田茂広） 以上で、吉田昌樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議第90号 指定管理者の指定についてまでの9議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広） 日程第2、委員会付託。

議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議第90号 指定管理者の指定についてまでの9議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日火曜日は総務産業建設委員会、11日水曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催いたします。13日金曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時27分散会

令和6年12月13日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和6年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月13日(金曜日)

○議事日程 第3号 令和6年12月13日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(12名)

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	11番	山崎通
12番	吉田茂広	13番	武藤孝成

○欠席議員(1名)

10番 操知子

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政 課長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境 課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産 課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育 課長	平工雅之

生涯学習課 大西 義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公男 書記 大野 幹根
書記 太田 菜々子

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1問目です。現行の健康保険証の新規発行停止について、市民環境課長に伺います。

医療機関でのマイナ保険証の利用率は、10月で15.67%と低迷しています。マイナ保険証より現行保険証のほうが便利だというのが、国民の率直な声です。マイナンバーカードをめぐっては、別人の情報が登録されるなどトラブルが多発しました。医療機関ではいまだにトラブルが続いています。

全国保険医団体連合会が10月発表したアンケートでは、今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生しています。その対応では、「持ち合わせていた保険証で資格確認した」が8割でした。それでも政府は保険証廃止に固執し、トラブル対策として新たな資格確認方法を追加してきました。その結果、資格確認方法が9種類も存在することになり、医療機関の窓口は混乱しています。

9種類の内訳は、マイナンバーカードを使う場合4種類、使わない場合2種類、使えない場合3種類です。それでも資格確認ができず、患者さんが10割負担を求められるリスクが高まっています。厚生労働省は医療機関に対して、マイナ保険証を提示されたらあらゆる方法で本人確認するよう指示していますが、今以上に過誤請求が増えることが予測されます。

協会けんぽなど、被用者保険の加入者には、この秋、資格情報のお知らせが一斉に送付されました。マイナ保険証を持つ人のトラブルに備えたものですが、マイナ保険証を持たない人も含め、全員に送付されています。マイナ保険証を持たない人には12月2日以降、申請なしで資格確認書が発送されます。それとの違いが分からず、混乱が起きています。

最大のトラブル回避策は現行の保険証の存続で、マイナンバーカードを使いたい人は

使っていただき、現行の保険証のままがいい人はそのまま使うことができる2本立てにすることです。一旦立ち止まって、保険証廃止は撤回するべきと考えます。

周知内容についても、現行の健康保険証の新規発行停止だけでなく、マイナ保険証がなくても現行の保険証が使えること、資格確認書が発行され保険証と同じように使えること、本来任意のマイナンバーカードを取得されない方、マイナ保険証登録されない方への医療機関の受診方法の丁寧な周知が重要です。

また、医療機関の利用が多い乳幼児や高齢者、視覚障がい者や重度心身障がい者の方、顔認証やカードリーダーの使用が困難な方への丁寧な対応が必要です。

また、10月末からマイナ保険証の登録が解除できるようになり、厚生労働省は10月28日から11月8日までの僅か12日間で、解除申請登録数が792件と発表しています。マイナ保険証の登録が解除できることも併せて、周知を丁寧に行っていただきたい。

市民環境課長にお尋ねします。

(1) 医療機関の窓口でのトラブル事例の認識について。

(2) 12月2日の現行の健康保険証の新規発行停止後の医療機関窓口での具体的な本人確認方法及び市民への周知、医療機関へのトラブル防止の周知について。

(3) 現行の健康保険証の新規発行停止とマイナ保険証一本化に伴う受診控えや、受診控えによる治療の手後れを防ぐ取組について。

(4) 現行の国民健康保険証の新規発行停止の12月2日以降の短期被保険者証や被保険者資格証明書の取扱いについて。国保税を納付できない方の医療機関受診方法や、医療機関窓口での窓口負担金の確認方法について。

(5) マイナンバーカードのマイナ保険証登録の解除方法の周知について。マイナ保険証の解除申請の状況について。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、医療機関窓口でのトラブル事例の認識についてでございますが、医療機関や薬局でのカードリーダーによるマイナ保険証の読み取りのトラブルが、新聞記事や報道で報告されていることは認識しております。

先月、第2回国民健康保険運営協議会で委員にお伺いしたところ、医療機関、窓口での機器やシステムトラブルはないが、マイナ保険証の利用に戸惑う方には丁寧な対応をしていると聞いております。なお、市民環境課では、カードリーダーによるトラブルのお話を聞いたことはありません。

御質問の2点目、健康保険証について、新規発行停止後の医療機関窓口での具体的な本人確認方法、市民や医療機関へのトラブル防止の周知につきましては、医療機関、薬局での本人の確認方法は、健康保険証、マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせにより行っております。

市民へのトラブル防止の周知につきましては、市の窓口では、マイナ保険証と資格確認のお知らせを持って医療機関に受診することを伝えております。トラブル防止の観点ではございませんが、広報やまがた7月、10月及び11月号にはマイナンバーカードの健康保険証の利用や電子証明書の更新などを、12月には健康保険証の登録情報確認の記事を掲載し、ホームページも同様に周知を行っております。

御質問の3点目、現行の健康保険証の新規発行停止とマイナ保険証の一本化に伴う受診控えによる治療の手後れを防ぐ取組についてでございますが、現在発行済みの健康保険証の問合せにつきましては、有効期限が令和7年7月31日までであることを説明しております。

御質問の4点目、国民健康保険の12月2日以降の短期被保険者証や、被保険者資格証明書の取扱い、国民健康保険税を納付できない方の医療機関の受診方法や、窓口負担の確認方法につきましては、御説明します。

従来発行していましたが短期被保険者証は、順次有効期限が来たものから納税相談を行い、令和7年7月31日までの資格確認書を交付しております。同じく、発行していましたが被保険者資格証明書は国民健康保険税の納付期限後、1年以上国民健康保険税を納めない方を対象に発行しているもので、令和7年7月31日までの有効期限が来ましたら、資格確認書の特別療養を発行します。

次に、国民健康保険税を納付できない方の医療機関の受診方法や、窓口負担の確認方法についてでございますが、受診方法については、マイナ保険証、資格確認書、資格確認書の特別療養のいずれでも、医療機関にて受診することが可能となります。受診負担の確認方法につきましては、マイナ保険証はカードリーダーにより受け付けることができます。資格確認書、資格確認書の特別療養につきましては、確認書の表面に記載がありますので確認することができます。受診方法や窓口負担の確認ができない場合は、市民環境課へお問合せをいただくよう、御説明をさせていただきます。

御質問の5点目、マイナ保険証登録の解除方法の周知、マイナ保険証の解除申請の状況につきましては、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除については、ホームページに掲載し、周知を行っております。また、マイナ保険証の利用登録の解除は、それぞれ加入している医療保険者に申請する必要があります。なお、山県市の国民健

康保険後期高齢者医療制度の被保険者に対する利用登録の解除申請書につきましては、ホームページに掲載しておりますが、市民環境課でもお問合せいただければ御説明させていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請の状況につきましては、11月8日時点で、全国全ての医療保険者に解除申請された件数792件であります。山口市では健康保険証と後期高齢者医療制度、合わせて1件の申請がございました。その後、全国の解除申請数は公表されておりましたが、近隣7市の11月30日時点での解除申請を調べたところ、国民健康保険と後期高齢者医療制度、合わせて1市当たり平均21件の解除申請があり、山口市では8件の解除申請がございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市民環境課長に再質問します。

現行の健康保険証については、12月2日以降、新規発行が停止になりましたが、1、現在使用している健康保険証は引き続き有効期限までは使用できること、2、現行の健康保険証の有効期限が過ぎた場合は、マイナ保険証でない方は保険証に代わる資格確認書が各保険者から申請なしで発行されること、3、マイナンバーカードの保険証登録の解除ができることを周知していただきたい。

市民環境課長にお尋ねします。マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請が、山口市では11月30日時点で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、合わせて8件あったということですが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書の解除を希望する理由の記載内容について、お尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えします。

御質問のマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書内の解除を希望する理由の記載内容についてでございますが、解除された8件の方は、マイナ保険証の制度が不安、入所施設が解除を希望、マイナ保険証は必要ない、無記入の内容がございました。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございます。次の質問に移ります。

新型コロナワクチンの定期接種について、理事兼健康介護課長に伺います。

10月1日から2025年3月31日まで、65歳以上の高齢者と基礎疾患のある60から64歳を

対象に、新型コロナウイルスの定期接種（公費助成による接種）が始まりました。使用されるワクチンとして、新たにレプリコン（自己増殖型）ワクチンが加わり、5種類となりました。この新しいワクチンをめぐり、不安や懸念の声があります。レプリコンワクチンは初承認のワクチンだけに、政府は正確で科学的な情報を国民に分かりやすく提供する必要があります。

レプリコンワクチンは、これまで新型コロナウイルスとして用いられてきたメッセンジャーRNAワクチンの改良型とされています。従来型との違いは、接種したメッセンジャーRNAワクチンが、体内で自己複製、増殖していく新たな技術を用いることにより、少量（従来型の10分の1程度）で効果が長続きすることだと、政府、開発企業、関係学会などは説明しています。

昨年11月、世界で初めて新型コロナウイルスの既存株を用いたレプリコンワクチンが厚生労働大臣によって承認され、変異株に対応するレプリコンワクチンの開発、製造が進められ、今年10月から始まった新型コロナウイルスの定期接種に用いられています。

今回ワクチンは5種類に増え、選択肢が増えることは望ましいことです。

ワクチンを接種しても罹患することがありますが、接種後にかかっても、未接種者に比べウイルス排出量や期間は低減することが報告されています。感染症医学の専門家からレプリコンワクチンへの懸念は出されておらず、むしろ次世代のメッセンジャーRNAワクチンとして期待されているのが現状と言えます。

その一方、この間、ネット上には、レプリコンワクチンは従来型のメッセンジャーRNAワクチンよりも副反応が激しく出る、レプリコンワクチンは安全性に問題があるため世界のどこでも承認されていないのに、日本だけ承認した、遺伝子の自己増殖システムが組み込まれたレプリコンワクチンを接種すると、体内でワクチンの成分、メッセンジャーRNAやスパイクたんぱく質が大量増殖し、被接種者の呼気や汗を通じて感染が広がるシェディングが起こるなど、ワクチンの危険性を訴える情報が飛び交っています。

川田龍平参議院議員が、今年6月21日、上記のようなレプリコンワクチンの問題点について政府にただす質問主意書を提出しました。それに対し、政府からは以下のような回答がされています。

1、昨年11月に承認されたレプリコンワクチンは、1万6,000人の被験者による治験（第1相から第3相までの臨床試験）を受けて承認された。治験の結果、レプリコンワクチンについては、ファイザー社製の従来型メッセンジャーRNAワクチンに劣らない発症・重傷化予防効果が確認される一方、接種後の有害事象（接種部位の腫れ、倦怠感、発熱、アナフィラキシー等）の種類、発現の割合、発現の時期とその持続期間は、いずれも従

来型と同程度で差異はなかった。有効性を確認し、副反応について認容可能と判断して、厚生労働大臣が承認したものである。

2、レプリコンワクチンは確かに世界で初めて日本において承認されたものだが、安全性の確認は前項に記したとおりである。なお、レプリコンワクチンについては米国で既が開発され、欧州においては承認に関わる申請が出されている。

3、ワクチンを接種した人から、そのワクチンの接種によって生じた有毒な物質が拡散され、他者に影響を与えるのではないかという懸念については、現時点でそうした事象が生じるという科学的知見はない。

レプリコンワクチンをめぐる様々な情報が流れ、一部とはいえ、医療関係者からも懸念が表明されているのも事実です。レプリコンワクチンを定期接種に用いるなら、政府には、医療関係者や国民に対し、徹底した情報公開と説明を行い、疑問を払拭する責任があります。

また、同ワクチンを定期接種に用いる際には、新しいワクチンは不安だが、従来と同じワクチンなら接種したいという人の選択権を保障するため、従来型のワクチンも公費で接種できるようにすることが必要です。接種するしないについての判断は個人の意思を尊重するという原則は、当然堅持されなければなりません。新しいワクチンが導入されるのであれば、接種後の有害事象の追跡や原因究明、重篤な副作用の被害が出た場合の救済や保証は一層重要になります。

理事兼健康介護課長にお尋ねします。

(1) 現在の新型コロナワクチンの定期接種の対象者の接種状況について。

(2) 令和6年度山口市高齢者指定医療機関における5種類の新型コロナワクチンの採用状況について。

(3) 60歳以下の基礎疾患のある人や、高齢者施設の従業者への公費助成について。

(4) 被接種者のワクチンの選択について。山口市の周知方法について。

(5) 山口市のレプリコンワクチンの被接種者への情報提供について。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、現在の新型コロナワクチンの定期接種の対象者の接種状況についてでございますが、令和6年9月30日現在の対象者数9,395人に対して、10月末現在の接種者数は372人、接種率は3.95%となっております。高齢者を対象とした新型コロナワクチンの定期接種は10月1日からの開始でしたので、今後接種者数は増加していくものと推

測しております。

御質問の2点目、令和6年度山縣市高齢者指定医療機関における5種類の新型コロナワクチンの採用状況についてでございますが、市において各医療機関におけるワクチンの採用状況は把握しておりません。また、使用するワクチンの指定等についても行っておりません。

御質問の3点目、60歳以下の基礎疾患のある人や、高齢者施設の従業者への公費助成についてですが、今年4月1日の予防接種法の改正により、新型コロナワクチン接種がB類疾病の定期予防接種に位置づけられたことに伴い、御質問にあられる対象者の方々への優先接種は終了しました。また、公費による助成も行っておりません。

御質問の4点目、被接種者のワクチンの選択について、山州市の周知方法についてでございますが、高齢者の新型コロナワクチンの定期接種はB類疾病の予防接種になります。B類疾病の予防接種は、個人の発病または重傷化の予防に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施されるものとなっております。そのため、被接種者がワクチン接種に対し納得されなければ、市が接種を強く勧奨することはありません。また、被接種者が希望する医療機関において接種することを可能としておりますので、ワクチンの選択肢も広がるものと推察しております。

それに加え、本年10月24日付、厚生労働省事務連絡文書にて、自治体及び接種医療機関においては5社のワクチンについて適切に説明を行うよう通知が出されております。それを踏まえ、市においては本通知について、山県医師会と情報共有を図るとともに、ワクチンに関する情報は市のホームページに掲載し、窓口においては啓発チラシを配布するなど、情報提供に努めております。

御質問の5点目、山州市のレプリコンワクチンの被接種者への情報提供についてでございますが、市におきましては本ワクチンに関する特別な説明は行っておりません。ほかのワクチン同様、厚生労働省ホームページ等において示されている情報を市のホームページ等において提供しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 理事兼健康介護課長に再質問します。

令和6年10月24日付、厚生労働省健康生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡では、1、医療機関における接種対象者に対する説明に当たっての留意点として、対象者に接種を行うに当たっては、予診時の有効性、安全性等の説明の際に、5社のワクチンのいずれを用いて接種を行うのかを含めて適切に説明すること。2、各自治体における

接種対象者に対する周知に当たっての留意点として、接種対象者が自ら接種するワクチンを選択することが可能となるよう、各自治体で取扱いのあるワクチンについて、その種類も含め、ホームページ等において情報提供を行うこと。3、ホームページ等での周知に当たっては、参考資料に掲載しているリーフレットやQ&Aを活用することとされています。

厚生労働省のリーフレットでは、自治体や医療機関によって接種できるワクチンが異なる場合があるため、詳細はお住まいの市町村にお問合せくださいとなっています。

これを参考にした山県市のリーフレットは、接種前に各医療機関に御確認くださいとなっており、問合せ先が医療機関となっています。令和6年度山県市高齢者予防接種指定医療機関で接種できる新型コロナワクチンの種類について、自ら接種するワクチンを選択しやすくするため、各医療機関で接種できるワクチンについて、山県市のホームページ等において情報提供を行っていただきたいと考えます。

理事兼健康介護課長にお尋ねします。

山県市として、山県市高齢者予防接種指定医療機関で接種できる新型コロナワクチンの種類を把握し、接種対象者が自らワクチンを選択することが可能となるよう案内することはできないのか、お尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の、市として山県市高齢者予防接種指定医療機関で接種できる新型コロナワクチンの種類を把握し、接種対象者自らワクチンを選択することが可能となるよう案内することはできないのかについてでございますが、現在においてそのように御案内することは考えておりません。

現在、定期接種の対象となっておりますのは、65歳以上の高齢者となります。高齢者の多くは持病を抱えていたり、何かしらの治療中の疾病を持っておられたりします。そのため、個人の発病または重傷化の予防を目的に、本ワクチンの接種を希望される場合には、ふだんからその方の健康状態を把握しているかかりつけ医で行うことが望ましいということには言うまでもありません。

議員御発言のとおり、ワクチンに関する情報を提供することは被接種者が選択肢を得るための重要な要素の一つと考えますが、ただ、情報を与えられたとしても、そのワクチンが自身の体に適しているかどうか、医学的な判断については迷われる方が多いのではないかと考えます。

予防接種の実施においては、個人の発病または重傷化の予防ができる反面、健康被害

についても考えなくてはなりません。そのため、予防接種法施行規則においては予防接種を受けることが適当でない者を定め、予防接種実施規則においては、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう適切な説明を行うことと定められております。

以上のことから、各医療機関において取り扱っておられるワクチンは、限定的に使用するものではなく、対象に応じて可変することが可能なものであるため、公に公開する意義は薄く、ワクチンの取扱いについては、かかりつけ医と被接種者がじっくり相談することが重要と考えるため、山口市高齢者予防接種指定医療機関において取り扱っているワクチンを把握し、御案内する予定はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございます。次の質問に移ります。

被爆80年の2025年、山口市の非核平和の取り組みについて、理事兼総務課長にお尋ねします。

10月28日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、2024年ノーベル平和賞の受賞に当たって、次のように声明を発表しました。

声明、2024年ノーベル平和賞の受賞に当たって。

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）。

2024年10月11日、金曜日18時（日本時間）、ノルウェーの首都オスロにあるノーベル委員会から、2024年のノーベル平和賞は、日本の被爆者団体である日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与するとの発表がなされました。

発表の直後、日本被団協の役員たちは耳を疑いました。1985年、有力候補として上げられて以来、度々有力候補と報じられ期待させられました。2017年の発表で受賞者として核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の名が上げられて以降、ノーベル平和賞を期待することはほとんどありませんでした。

その後も日本被団協はICANと共同して核兵器禁止条約の普遍化に努め、核兵器も戦争もない世界の実現を目指して運動を進めてきたことは言うまでもありません。

今年の受賞の理由を知ったとき、その内容が簡潔にして、しかも的確に日本被団協の組織と運動の根幹が理解され、評価されていることに感動しました。既に亡くなった多くの先達と、この喜びを共にしたいと思います。

日本被団協が選ばれたのは、80年前に原子爆弾の非人道的な被害を受け、自分たちと同じ苦しみを地球上の誰にも味あわせてはならないと、今日まで一貫して核兵器の使用

禁止、廃絶を求めて、自らの苦しい体験の証言を通して訴え続けてきた活動と、被爆者一人一人の働きが高く評価されたものです。委員会は今日の核兵器が使用されかねない国際情勢の下、核兵器は使われてはならないという規範、核のタブーが危機に瀕し始めたことを世界に知らしめるべく、日本被団協に授与したことの意義を強調しています。

あわせて、高齢化した被爆者がいなくなる時が来ることから、近年、若者の中に被爆者の経験とメッセージを引き継ぐ運動が芽生え始めていることにも注目し、日本被団協の存在意義を世界のものにすることを強調しています。

私たちは2024年ノーベル平和賞の受賞者に選ばれたことに感謝しつつ、受賞を重く受け止めて、若い世代への継承を願いつつ、一層頑張ることを誓いたいと思います。

先日、私は、2017年から日本被団協の事務局長を務める岐阜市在住の木戸季市さんのお話を伺う機会がありました。岐阜市在住の被爆者のこれまでの道のりや、ノーベル平和賞の受賞や今後についての思いを伺いました。

長崎市に住んでいた木戸さんは、1945年8月9日、自宅付近で被爆しました。当時5歳、爆心地から僅か2キロの至近距離で、20メートルも吹き飛ばされ、顔に大やけどを負いました。岐阜でも被爆者が岐朋会（岐阜県原爆被爆者の会）を立ち上げ、核兵器は人間とは共存しないという思いを胸に活動してこられました。

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞のニュースは世界を駆けめぐり、核兵器のない世界を願う全ての人々に限りない励ましと勇気を与えています。アメリカの原爆投下による、この世の地獄を辛うじて生き延びた被爆者は、その後も後遺症、差別や経済的苦難を強いられました。非人道的行為への非難を恐れたアメリカは被害を隠蔽し、日本政府もこれに追随して、被爆者は援護もなく放置されました。

しかし、ビキニ水爆実験被災（1954年）を契機に原水爆禁止運動が広がる中、被爆者は再び被爆者をつくらぬ決意を持って立ち上がり、1956年に日本被団協を結成しました。そして、結成宣言、世界への挨拶の中で、自らを救うとともに私たちの体験を通して人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのです。

結成に尽力した山口仙二さん（2013年死去）は1982年、ニューヨークの国連本部で被爆者として初めて演説をし、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャと訴えました。内外でヒロシマ・ナガサキを伝える活動が、核兵器廃絶の流れを支えてきました。史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約も、ヒバクシャの努力を認識すると記しました。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、受賞について、被爆者の絶え間ない努力と強さは世界の核軍縮運動の背景となってきたとたたえました。

ロシアが核威嚇を繰り返し、アメリカや他の核保有国も核抑止力の強化を進める下で、

核使用の瀬戸際とも言われる危機的な状況があります。

ノーベル委員会のフリドネス委員長は授与会見で、核使用を許さない、核のタブーを強調しました。今日、核兵器使用の手を縛っているのは、非人道的な核兵器を悪としてタブー視する被爆者を先頭につくられた世論と核兵器禁止条約の力です。

核保有国とその核抑止力に依存する国は今こそ、被爆者の言葉に真摯に耳を傾け、人類を破局の契機から引き戻す行動に踏み出すべきです。

国連の中満泉事務次長は、日本被団協の受賞は世界に対する強烈なパンチだと言いました。核兵器のない世界への決意を新たに、世論と運動を飛躍させることが求められています。

日本は核の傘から脱し、核兵器禁止条約に参加すべきです。被爆者が一貫して求めてきた原爆被害への国家補償も速やかに実現しなければなりません。

被爆者の平均年齢は85歳を超えました。次世代が決意を受け継ぎ、運動を支え、発展させなければなりません。来年は被爆80年です。

日本被団協は1984年に「原爆被害者の基本要求一ふたたび被爆者をつくらないために一」を発表しています。1945年8月、アメリカが原子爆弾を投下した日から、長い年月にもかかわらず、原爆被害者援護法はいまだにつくられず、世界は核戦争による破滅の危機に直面しています。再び被爆者をつくらないという被爆者の何よりの願いが、踏みこじられようとしているのです。

- 1、核戦争を起こすな、核兵器なくせ。
- 2、原爆被害者援護法の即時制定。

日本が非核国家として核戦争を阻止、核兵器廃絶に積極的役割を果たすことと、国家補償の原爆被害者援護法制定は被爆者への償いの根幹をなすものであり、唯一の核戦争被害国としての務めです。

山口市は、山口市非核平和都市宣言を平成30年9月20日に制定しました。また、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に加盟しています。

理事兼総務課長にお尋ねします。

- (1) 非核平和都市宣言後の山口市の取組について。
- (2) 被爆80年を迎える2025年の山口市の取組について。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

質問の1点目、非核平和都市宣言後の山口市の取組について、お答えします。

山口市は、議員御発言のとおり、平成30年9月20日に、世界の恒久平和を実現することは人類共通の願いであるとし、核兵器のない平和な世界と美しいまち「ふるさと山県」を、次代を担う若い世代へ引き継ぐために、平和への願いを込めて、非核平和都市を宣言いたしました。

宣言後は、非核平和都市宣言の横断幕を市役所ほか市内2か所に設置し、市民の皆様には宣言したことを周知してまいりました。

また、日本非核宣言自治体協議会に加入し、協議会で作成するポスターやパンフレットなどを活用し、ミニミニ原爆展を毎年開催してまいりました。

今年度は、8月3日から25日まで高富コミュニティセンターロビーで開催し、ポスター展示に加え、核兵器禁止条約に関するリーフレットや「焼き場に立つ少年」を掲載したカードを取り寄せ、展示を御覧になった多くの方にお持ち帰りいただくなど、市民の皆様に関心を持っていただけたと思います。

さらに、毎年1月から2月に山口市歴史民俗資料館が実施する戦争と平和に関する展示においても、協議会の資料を活用しているところでございます。

ほかに、令和2年度には、市が保有する平和関連の資料を市民の皆様は無償で貸し出すことができる制度も創設しております。

このほかにも、宣言以前から実施しております毎年の戦没者追悼式や、長崎への原爆投下時刻に原爆死没者の慰霊と平和記念の黙禱を行い、平和行進を主催する団体には、市長から平和メッセージを送るなど、継続的に行ってまいりました。

御質問の2点目、被爆80年を迎える2025年の山口市の取組について、お答えします。

ウクライナ情勢や中東情勢が深刻化している中で、平和を大切にする気持ちを持ち続けるためには、改めて、80年前に日本で実際に戦争による甚大な被害がもたらされたことを、多くの人に再認識してもらうことが大切だと思います。

そこで、ミニミニ原爆展については、年1回8月に開催していたところを、市内の公共施設で回数を増やすことや、平和首長会議からの資料も取り寄せ、同時に展示するなど、節目の展示などを検討いたします。

また、日本非核宣言自治体協議会では、被爆80周年記念事業として、会員自治体の戦争の記憶を協議会のホームページに掲載する事業が実施されますので、山口市も原稿の提供を行う予定としております。

このほかにも、同協議会が実施する事業のさらなる活用も模索し、宣言の趣旨を広げてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市長に再質問します。

被爆80年を迎える2025年の山県市の取組については、ウクライナ情勢や中東情勢が深刻化している中で、平和を大切にする気持ちを持ち続けるために、改めて、80年前に日本で実際に戦争や原爆による甚大な被害がもたらされたことを、多くの人に再認識していただける様々な取組を行っていただけるということで、多くの市民の皆さんに参加していただけるものと思います。

市長にお尋ねします。

日本被団協の田中熙巳代表委員は、12月10日ノーベル平和賞受賞式で講演し、自身の被爆体験と日本被団協の歴史について語り、核兵器のない世界の実現を呼びかけました。講演の最後に世界中に呼びかけました。

世界中の皆さん、核兵器禁止条約のさらなる普遍化と、核兵器廃絶の国際条約の策定を目指し、核兵器の非人道性を感性で受け止めることのできるような、原爆体験者の証言の場を各国で開いてください。とりわけ、核兵器国とそれらの同盟国の市民の中に、しっかりと、核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根つき、自国の政府の核政策を変えさせるよう、力になるよう願っています。人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて、共に頑張りましょう。

日本被団協の田中熙巳代表委員の講演内容について、被爆80年を迎え、非核平和都市の山県市長としての感想をお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えします。

世界で唯一の被爆国であるこの日本の原水爆被害者団体協議会がノーベル賞を受賞されましたことは、本当に日本の国民にとりまして、大変誇りに思うところであります。

また、授賞式での原水爆被害者団体協議会の代表、先ほどの田中熙巳さんは、日本被団協として、この歴史や自身の被爆体験で長崎の爆心地の状況について話されておりますし、核兵器の非人道性ですとか、核兵器は絶対に人類と共存できるものではないということを主張されております。そして人類が核兵器で自滅することがないように、核兵器の速やかな廃絶を強く求められ、呼びかけられました。この協議会が長く継続をされてきた御努力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、また今回の受賞を心からお喜びを申し上げる次第でございます。

また、私といたしましても、非核平和都市を宣言した自治体の代表として、人類の平

和と市民の幸せを願い、二度と核兵器が使われてはならない、使うことのない、そういった世界平和が恒久的に続くことを願っております。

また、感想ではないんですけども、市は毎年戦没者の方の慰霊祭を行っておりますが、10年ちょっと前ですか、ある議会の方から、こういった慰霊祭は50年を過ぎているので、ちょうど今年で79年、来年80年ですけども、そういった市での慰霊祭はどうなんでしょうかという話がありましたけれども、これは年月にかかわらず、実際に戦争で亡くなられた方の御遺族の方も80歳以上の方が主でございます、そういう中であっても平和を守っていく一つの手法として、こうした慰霊祭はこれからも続けていきたいというお話をした覚えがございますけれども。

平和ほど大切なものはございませんので、そんな思いをこれからも市民の皆さんと共有しながら、具体的な政策にもつないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前10時53分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位2番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。

企業誘致の促進について、まちづくり・企業支援課長にお伺いいたします。

先日、大野神戸インターから京都方面へ東海環状自動車道を利用いたしました。

令和元年12月に開通した東海環状自動車道大野神戸インターチェンジのチャンスを生かし、企業進出が目につきました。インター周辺には道の駅や総合病院、しばらく走ると上場企業の新工場が建設中でありました。10年ほど前は何もなかったところは、随分様変わりいたしました。

大野町の企業進出状況を調べてみると、平成25年から令和元年までの7年間で10社の企業進出実績があり、令和3年には大野神戸インターチェンジ周辺まちづくり整備事業

の基本協定を締結され、町の活性化や地域発展に期待が寄せられています。

山口市においても、平成20年に山口市企業立地促進条例が制定され、また、企業立地土地情報も公開され、企業進出が進んでいます。

企業誘致は、新たな雇用の創出や地域産業の集積の形成、法人住民税、固定資産税、それに伴う個人住民税の増収、また、Uターン者の定住による人口の増加など、山口市の歳入に貢献する事業であります。他の地域との優位性を前面に出していただき、そして山口市の魅力をアピールする情報発信やセールス活動が必要と考えます。また、企業にとって進出しやすい環境整備も必要と考えます。山口市の立地に即した小規模点在型の企業誘致もありますし、環境技術に特化した企業誘致などもアイデアの一つとして考えられます。また、クリニックや塾など身近な店舗も企業誘致の一つだと思います。

雇用の促進と市の活性化は山口市にとっても喫緊の課題であり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では山口市の人口は減少傾向にあり、令和22年には1万7,576人になると推計されています。また、生産年齢人口についても加速的に減少が進むとの結果が出ています。人口減少、少子高齢化の進む中、企業誘致は容易なものではないと思いますが、山口市の環境は企業誘致が鍵となることは間違いないと私は信じています。

東海環状自動車道の西回りルートの子供インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間は、令和7年度に開通が予定されています。この区間の開通のチャンスを最大限に活用し、多くの企業に進出していただけるよう、様々な施策を展開していただきたいと考えています。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお伺いいたします。

1点目、過去5年間の企業進出件数と現在交渉中の件数がどれくらいあるのか。

2点目、毎年どれくらいの企業が山口市への企業進出に関して問合せをしてくるのか。

2点お伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、過去5年間の企業進出件数と現在交渉中の件数についてでございますが、進出した企業につきましては、過去5年間で市外から4件の企業が進出しております。

また、山口市内に工場等を有する企業を支援するため、工場等設置奨励金を交付しております。工場等設置奨励金は産業の振興を促進し、雇用の機会の増大と市民の所得向上を図ることを目的としており、事業拡大のため新たに取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税額分を3年間奨励金として交付するものです。過去5年間で

は、新たに進出してきた企業を含め、13社に対して工場等設置奨励金を交付しております。

交渉中の企業につきましては、市外から2件、県外から1件の計3件の相談を受けているところでございます。うち市外からの1件につきましては、廃校を活用した事業を検討していただいているところです。

御質問の2点目、毎年どのくらい企業進出について問合せがあるのかについてでございますが、直接市役所へお越しになり相談を受けるケースは年間約5件程度、岐阜県企業誘致課から各市町に照会されるケースが年間約20件程度あります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） ありがとうございます。まちづくり・企業支援課長に再質問いたします。

私は、山口市はよい立地にあると思います。また、企業立地を促進するために、工場等設置奨励金、雇用促進奨励金により、山口市へ進出してくる企業、山口市内で工場などを拡充する企業を支援していることが分かりました。

一方で、先ほどの答弁でありましたように、直接山口市にお越しになる方、岐阜県企業誘致課からの照会を合わせると、年間約25件の企業誘致についての問合せがあることも分かりました。特に、直接山口市にお越しになる5件の方については、山口市に興味を持っていただき、企業進出を考えている方々だと思えます。

そこで、まちづくり・企業支援課長に再質問いたします。

先ほどの答弁で、山口市に企業誘致に関わる問合せが、岐阜県企業誘致課からの照会を含めると年間約25件あるとのことですが、これらが企業誘致になかなかつながらない理由と、今後の対策、方向性についてお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えします。

企業誘致になかなかつながらない理由と今後の対策についてでございますが、岐阜県企業誘致課から照会される案件については比較的規模が大きく、そこまでの土地を確保することが難しいこと、また、山口市ホームページにある企業立地土地情報につきましては、土地所有者の同意と協力により公開しているもので、山口市として保有する工場等の用地は僅かであることから、なかなか企業誘致につながらないと考えております。

今後の対策についてでございますが、企業のニーズに早急に対応できるよう、今年度、市役所バスターミナルから半径500メートル以内にある農地転用の見込みのある農地を対

象に、土地売買に関する意向調査を地権者に対して行いました。想定していたよりも宅地化、企業進出について賛成の方が多く、まとまった土地を紹介できるような状況も確認することができました。

また、市で保有している武士ヶ洞工場用地と馬坂工場用地の一部につきましては、オーダーメイド方式工場用地整備事業として企業立地を積極的に進めるとともに、アクセス道路や周辺道路の整備も行ってまいります。

これからも企業支援という立場で、山口市に興味を持っていただいた企業に対して、速やかに対応できる体制を整えてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で武藤行儀議員の一般質問を終わります。

通告順位3番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。私からは、3点質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、山口市手話言語条例のその後について、福祉課長にお伺いをいたします。

山口市手話言語条例は令和5年3月13日に可決され、議場にて写真を撮り、令和5年5月1日発行の議会だより80号の表紙を飾っています。

この条例の目的には、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とするとあります。

私は、美里会館で開催されています、初めての手話講座に参加しています。参加して感じていることは、一つの言語、つまりは英語などを覚えることと一緒にあり、新鮮でもあります。大変難しいと感じています。

例えば、手話で「山口市」はこう表現できます。「山・県・市」となります。

次、手話で「岐阜県」はこうなります。「岐阜・県」となります。

手話で私の名前になります「奥田真也」は、こう表現できます。「私の・名前は・奥・田・し・ん・や」となります。

ここまでは、私、しっかり覚えとるんですが、なかなか覚えが悪いものですから、手話講座に参加しますと、よく使っているのは「忘れた」になるんですが、「忘れた」はこう表現できます。「忘れた」、これはよく使っています。

このように、手話講座に関わることにより痛感しましたのは、手話を知ることが何より大事ですし、各課においても筆談ができる体制などを整えることにより、条例の目的である、共生することのできる地域社会を実現が可能となるのではないのでしょうか。

全国手話言語市区長会という組織があります。令和6年5月現在で全国645市区町が会員となる組織であり、市長も会員となっています。

この組織の目的は、1、法律手話言語法、情報コミュニケーション法の早期制定。2、条例制定市区の拡大。3、手話関連施策の充実としています。

そこで、福祉課長に2点、質問いたします。

1点目、山縣市手話言語条例が可決されて以降、手話についての取組について、どのようなことをされているのか。

2点目、今までの手話講座の受講状況と、うち職員の数はどのようなか。

この2点について、福祉課長にお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、手話言語条例が可決された以降、手話についての取組についてでございますが、各種イベントで市長が手話で挨拶する機会や、手話通訳者を派遣する機会を多くし、山縣市手話言語条例の基本理念に基づき、手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指しております。

先ほど議員の御発言にもありましたように、全国手話言語市区長会に平成28年6月発足から加入し、自治体における手話等関連施策の情報交換等の場に参加しております。聴覚障がいのある方などと情報共有し、意見をいただきながら、手話を身近に感じてもらえるようなまちづくりに取り組んでまいります。

御質問の2点目、今までの手話講座の受講状況と、うち職員の数についてでございますが、令和6年度美里会館で開催される、初めての手話講座（年間20回開催）の受講者は15人で、うち職員7人。そのほか、手話講座などを卒業した方がその後も手話に触れる機会ができるよう、聴覚障害者協会の会員の方と一緒に、高富公民館で月1回、手話サロンを開催しており、参加者は10人、うち職員は1人です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 福祉課長の答弁により、手話言語への理解の促進と、手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指していただけるとのことでした。

さて、職員の全ての皆さんが手話できません。手話を必要とする方々が立ち寄るのは福祉課だけではないと思います。インターネットで調べてみたところ、筆談ボードや筆談指さしシート、また最近では音声をリアルタイムで認識し、文字や図、動画をスクリーンやタブレットに表示するシステムもあるようです。

他市においては、いろいろな取組をされています。例を挙げると、東京都多摩市においては、タブレットにて手話通訳ができるシステムを採用しています。兵庫県明石市では、市内全ての小学校で手話教室を開催、手話検定を活用した職員手話研修の実施、タブレット端末を使った遠隔手話通訳サービスの実施をしています。伊賀市議会においては、一般質問について、手話通訳による傍聴を実施しています。福井市議会においては、一般質問の動画配信において、手話通訳画面の右下にて見ることができるようになっています。このように各市においていろいろな取組がなされています。

また、10月にろう劇団による公演を見る機会がありました。手話を交えながら全身で表現するという圧倒的な表現力に引き込まれ、本当に感動をいたしました。

そこで、福祉課長に再質問いたします。

庁舎内においても、ろう者に優しい環境整備が必要ではないかと考えます。筆談ボードや筆談指さしシート、手話通訳タブレットなどを配置することについてのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実） 再質問にお答えします。

御質問の庁舎内に筆談ボード等の配置については、現在、福祉課窓口では口話と筆談、簡単な手話で意思疎通を図っております。お客様の中には、電子メモパッドや、あらかじめ紙に書いたものを持参される方も見受けられ、ろう者の方だけではなく、配慮の必要な方への優しい環境整備は必要と考えられます。

今後、皆様の御意見を聞きながら、関係各課と調整し、環境整備を検討させていただきます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 福祉課長の答弁により、関係各課と調整し環境整備を検討いただけ

るとのこと、山口市手話言語条例が制定されていることにより、市内において、今後さらに共生することができる地域社会を実現できることを期待し、次の質問に入りたいと思います。

続いて、公共交通について、企画財政課長にお伺いをいたします。

山県バスターミナルが令和3年6月1日より運用を開始し、3年が経過いたしました。自主運行バスについても定着していると感じているところです。

10月24日の岐阜新聞にて、今年1月から9月、全52路線のうち6路線を廃止、47路線で計380便以上を減らしたとの記事が出ています。日本バス協会によると、2030年には全国で3万6,000人の運転手が不足すると試算されており、利用者減少に加え、運転手不足が深刻な状況になってきます。これは公共交通がバスしかない山口市にとって、真剣に考えていかなければならない課題であると思います。

11月14日に総務産業建設委員会の行政視察にて、兵庫県小野市に伺いました。小野市では「らんらんバス」というコミュニティバスを11ルート、175停留所を9台体制で運行されていますが、利用者は今年度は21万人となる見込みとのこと。また、これを補完する「らんらんタクシー」が運用されており、行きはバス、帰りはタクシーという活用ができ、選択肢が広がっている状況です。

市内における自主運行バスについては、公共交通会議の資料によると、ハーバス伊自良・大桑線、ハーバス岐大病院線、市街地巡回線、美山地域デマンド型交通、神崎山県B T線、岐北線、岐阜板取線、この7路線となっており、神崎山県B T線については、地域の意向により定時定路線バスにより運行することとしましたと記載があります。当時の市の担当者の皆さんがしっかりと説明をし、市民も思いをしっかりと伝えたことで実現した定時定路線の形であると感じているところです。

さて、私は毎年この第4回定例会において、1便当たりの平均乗車数を確認しております。昨年の平均乗車数は、ハーバス伊自良・大桑線は4.4人、ハーバス岐大病院線は2.2人、市街地巡回線は東回り2.3人、西回り0.9人、美山地域デマンド型交通は3.2人、神崎山県B T線は3.3人であり、全体的に乗車数は微増していると感じていたところでありま

す。

そこで、企画財政課長に2点お伺いをいたします。

1点目、今後も岐阜バスのダイヤ改正により減便や廃線が出てくる可能性があります。自主運行バスが市民の足として必要不可欠な交通手段になっていきますが、今後の自主運行バスがどのようにしていくのか。

2点目、私が令和5年第4回定例会において1便当たりの平均乗車人数についてお伺

いをいたしました。1年が経過し、この人数が増えていると期待しているところですが、7路線についてどのような状況か。

この2点について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、今後の自主運行バスがどのようになっていくかについてでございますが、今年4月の道路運送法改正や、運転手不足等により、全国的に見ましても路線廃止や減便が相次いでおり、市内公共交通におきましても、議員御指摘のとおり、依然厳しい状況にあると考えております。

今年4月に自主運行バスの岐北線において大幅な減便を実施いたしました。今後も自主運行バスに限らず減便や廃線の動きが続くと思われまます。

しかしながら、令和6年3月に制定いたしました山県市地域公共交通計画においては、特に自主運行バスは高齢者や運転免許を持たない高校生の利用が多く、地域交通は市民や来訪者にとって必要不可欠なものであり、地域公共交通を確保・維持する必要はますます高まると考えられるとして、利用状況や地理的条件を踏まえて最適な運行形態を検討し、利用しやすい公共交通の整備により、市民の外出や来訪者の移動を支援してまいりますと掲げていることから、今後につきましても、公共交通は必要不可欠な公共インフラとして、自主運行バスの利用実態調査やアンケート、地域懇談会での御意見等を踏まえ、また、全国の先進事例等の情報収集と検討を行いながら、効率的かつ地域にとってよりよい公共交通となるよう整備していく考えでございます。

御質問の2点目、1年間1便あたり平均乗車人数についてお答えいたします。

1路線目のハーバス伊自良・大桑線の1便あたりの平均乗車数につきましては、昨年は1便あたり4.4人でしたが、今年は4.3人。2路線目、ハーバス岐大病院線は2.2人が2.3人。3路線目、市街地巡回線は、東ルートが2.3人が2.2人、西ルートは0.9人が1.1人。4路線目、美山地域デマンド型交通は3.2人が2.9人。5路線目、神崎山県BT線につきましては3.3人が3.4人。6路線目、岐北線は7.5人が7.9人。7路線目、岐阜板取線につきましては6.4人が6.7人となっております。自主運行バス全体の年間乗車人数で見ますと、昨年は16万2,381人で、今年は16万674人と、微減となっておりますが、ほぼ横ばいといった状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 企画財政課長の答弁により、地域にとってよりよい公共交通となる

よう整備していく考えであることが分かりました。また、各路線においては、微増と微減があること、また、年間乗車数においても微減であることが理解できました。

さて、減便や廃止を防ぐ方法の一つは、利用者が増えることが大事ではないかと考えます。令和3年から毎年平均乗車数を確認していますが、ほぼ横ばいという状況です。もっともっと利用していただくことも考えていく必要があると感じています。

他の地域の事例を見てみますと、北海道の十勝バスにおいては、基本に立ち返り、バスの乗り方、運賃の支払い方法を動画にて分かりやすく説明をしています。ちなみに、この動画は地元の高校生が協力し作成をしております。

総務産業建設委員会にて行政視察に伺いました徳島県徳島市においては、予約状況に応じてAIが最適な運行ルートを決定しながら運行する乗り合いバス、AIデマンドバス「のるーと徳島市」の実証運行を現在行っております。兵庫県三木市や、長崎県長崎市においては、コミュニティバスを登下校時にスクールバスとして運行しています。

また、神崎の利用者の声として、神崎バス停は夏季と冬季でバス停の場所が変わります。夏季の神崎バス停は道が狭く、雪が積もれば乗降が困難になることは理解できますが、実は冬季のバス停までの道中は凍結しているため、歩いて行くには困難を極めるとの声があります。これらの改善も、利用が増える要因となるのではないのでしょうか。

そこで、再質問を企画財政課長に3点お伺いをいたします。

1点目、ホームページや公共交通ガイドブックなどにおいて、自主運行バスの乗り方や、運賃の支払いなど、動画や図で示し、分かりやすい表現を今後掲示してはどうか。

2点目、市内にある小学校9校、中学校3校、高校1校、それぞれにバス停を設置し、スクールバスとの併用を今後検討してはどうか。

3点目、自主運行バスも3年が経過していることから、利用している方々の声を確認いただき、バス停の位置の変更を今後検討してはどうか。

この3点について、企画財政課長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 再質問にお答えいたします。

再質問の1点目、ホームページや公共交通ガイドブックでの自主運行バスの乗り方や運賃の支払い方法等についての掲示についてでございますが、令和3年度にバスの種類が増え、乗り方について不安に思われる方もおられると思っておりますので、ホームページの掲載を含め、議員から御提案いただきました他市町の例を参考にしながら、今後分かりやすい方法について検討しまして、提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の市内の学校にバス停を設置し、スクールバスとの併用を検討することについてでございますが、現在、市内では美山地域でスクールバスを導入しておりますが、いわ桜小学校では徳永・笹賀方面からの登校に神崎山県B T線を、一部の曜日で葛原方面への下校に美山地域デマンド型交通を利用しております。また、山県高校への通学のために自主運行バスとして岐北線を運行しており、今年4月からは、岐北線の定期券があれば、定期区間内を神崎山県B T線と美山地域デマンド型交通に無料で乗れるように変更いたしております。

市内の全小学校、中学校、高校にバス停を設置することにつきましては、全国的な運転手不足が叫ばれ、効率的な運行が求められる中、一般的にスクールバスを導入していない学校にバス停を設置いたしましても、日常的なバス利用が見込めないことから、バス停の設置は検討しておりません。

また、自主運行バスのスクールバス利用の拡大につきましても、自主運行バスをスクールバスとして利用する際、自主運行バスのダイヤが学校の下校時間等に合わない場合は教員の拘束時間が発生してしまうことから、教員の働き方改革が叫ばれている中、慎重に検討すべきと考えております。

今後もスクールバス担当課と連携しながら、効率的な自主運行バス及びスクールバスの併用について検討してまいりたいと考えております。

3点目、神崎のバス停の位置の変更についてでございますが、北山地区自治会連合会からも御要望をいただいておりますが、先ほど議員のお話の中にもございましたが、冬季期間中に事故なく安全に運行することが第一でございますので、今後、運行事業者と協議をしながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） さきの第3回定例会において、同僚議員が通学定期券補助制度の創設について質問をしております。いろいろな形によって公共交通、また、自主運行バスの利用者を増やす方法を模索していただき、市民の足を今後も確保していただくことをお願いし、次の質問に入りたいと思います。

カスハラやモンスターペアレントの対策について、理事兼総務課長、学校教育課長、子育て支援課長にお伺いをいたします。

総務省の「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置を実効的に運用するための取組の推進について」の令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によると、市区町村における45時間超100時間未満の残業をしているのは33万

4,835人、調査対象人数の4.4%です。100時間以上の残業をしているのは3万4,521人、調査対象人数の0.5%とのことです。

夜、市役所の前や小学校、中学校の前を車で走っていると、電気がついているときがあり、皆さんが遅くまで仕事を頑張っているなどと思って見ているところでもあります。

教職員においては授業だけが業務ではありません。学校行事の準備、学年末の試験や成績処理など、多岐にわたる業務が存在しており、負担も大きいのではないのでしょうか。ただ、今年4月より学校と保護者をつなぐアプリがスマート連絡帳に変更され、負担軽減につながっているのではないかと期待しているところでもあります。

2010年代前半頃から、悪質なクレマーに対してカスタマーハラスメント、通称カスハラと呼ばれる名称が用いられ始めましたが、この定義は厚生労働省によると、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものとされています。

全日本自治団体労働組合が作成をした「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして」によると、令和2年8月に自治体職員の過去3年間でのカスハラを受けた人は約半数の46%、職場で受けている人がいるところを見たというケースを含めると76%となり、約4分の3の職場でカスハラが発生している実態が明らかになったとのことです。

教職員や保育士においては、学校や保育園などに対して自己中心のかつ理不尽とされる要求をする親を意味するモンスターペアレントも存在しており、これも負担が増える要因ではないかと思えます。また、文部科学省によると、令和4年度の精神疾患による病気休職者数は6,539人と過去最多となったとのことです。

カスハラ、またモンスターペアレントによる精神的苦痛は計り知れないものであり、職員の精神的負担、作業効率も落ちていくのではないのでしょうか。

そこで、理事兼総務課長と学校教育課長、子育て支援課長にお伺いをいたします。

職員が来庁者によりカスタマーハラスメントを受けた実態はあるのかどうかを理事兼総務課長に。

教職員、保育士の皆さんがモンスターペアレントによる被害を受けた実態があるのかどうか。また、スマート連絡帳やコドモンアプリにより業務効率・負担軽減につながっているのかどうかを学校教育課長と子育て支援課長に。

それぞれの現状をお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

職員が来庁者によりカスタマーハラスメントを受けた実態があるかどうかについては、ここ数年、そういった報告や相談は受けておりません。

カスタマーハラスメントをはじめとしたハラスメントにつきましても、職員の名誉、プライバシーなど個人の尊厳を害し、職務の能率を低下させるだけでなく、精神や身体への健康を害し、退職に至ることも多うございます。

また、人権侵害だけでなく、貴重な職員の能力発揮の障害となり、市の行政運営にも多大な被害を与える行為であって、決して許容されるものではございません。

このことから、社会通念上、不当と思われる要求を未然に防止することも視野に入れまして、令和5年3月に市役所1階に音声も入力できる防犯カメラを設置いたしました。

今年の11月には、誰もが読みやすく職員のプライバシーを守ることなどから、職員の名札を漢字フルネームから、平仮名とローマ字の名字のみの表記に変更したところでございます。

職務を遂行していく中においては、カスタマーハラスメントと正当な要求の判断が難しい部分であるため、職員においても研修や上司からの指導等による来庁者対応のスキルアップは必須であると考えております。

今後も、組織として、必要に応じた方策や、状況に応じた適切な対応を取ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 御質問にお答えします。

教職員がモンスターペアレントによる被害を受けた実態についてですが、学校には保護者だけではなく、地域の方を含め、多くの方々から御意見や御要望をいただきます。中には、回答や対応に苦慮することがあるのも事実ですが、そのことにより教職員が精神的なストレスから勤務に支障を来すといった案件は、現在のところございません。

いつの時代にあっても、親も教師も子供の幸せを願う思いは同じであり、お互いに折り合いをつけながら子供の成長を支えていくことが大人の役割だと思っております。

核家族化や少子化といった社会的背景に加え、いじめや不登校等に対する親の不安感
は、時に攻撃的な言動になることも理解しなければなりません。日頃から情報共有と丁寧な相談を心がけ、保護者や地域からの信頼が得られるよう、教育委員会としましても指導をしてまいります。

情報共有アプリ、スマート連絡帳による業務効率及び負担軽減についてですが、昨年度まで使用しておりました情報共有アプリすぐるを、本年4月よりスマート連絡帳に変更した主たる理由が、教職員の業務効率及び負担軽減を図るためのものです。

一例で申しますと、スマート連絡帳を利用した保護者からの欠席連絡はオートマチックに出席簿に記録され、同時に出席統計の作業は自動集計されます。さらに、記録として残るため、保護者と学級担任との情報共有が確実にできるというメリットが期待されます。

教育委員会としましては、県が推進する校務支援システムを活用して、教職員の事務作業をデジタル化し、文書等作成と情報管理を一体的に進められるよう今後も整備を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

繰り返し度を超えた要求を行うような保護者への対応実態についてでございますが、市立保育園においてはそのような保護者はお見えにならないと確認しております。しかしながら、家庭環境や個性など様々な状況により感情のコントロールが不安視される保護者や、保育園と家庭との行動の違いへの不安等を感じられる保護者は少なからずお見えになります。また、当課においては放課後児童クラブも所管しておりますが、保育園を含め、子供の心身の成長が進むほど、それらの不安を現場に伝えられることが多くなると感じております。

保護者への御対応に関し、市立保育園においては、ささいな場合であっても当該保育士だけでなく、主任保育士、園長や、場合によっては子育て支援課や関係機関などとチームで対応する体制、そして、保育士をケアする体制を整えているところでございます。

保護者、保育士双方が子供たちの健やかな成長を一番に望んで保育等を進める中であっても、家庭での行動と園などの集団生活での行動との違いや急速な成長などの変化があり、それらを不安に思われる保護者の皆様もお見えになると考えられます。そういった対応に過度の労力を要し、現場の保育士たちが不安やストレスを抱えたまま子供に接

することは、子供たちにも不安として伝わります。先ほど説明いたしました体制により、保護者に寄り添い、不安等を共有するとともに、その不安が早期に解消され、安心した保育生活を送れるよう、お子様の健全な成長を保護者とともに応援していける対応に努めてまいります。

次に、保育業務システム、コドモンによる保育業務の効率化・負担軽減についてでございますが、本システムは令和2年度に岐阜県下先駆けて導入した支援システムであり、導入当初は、保育現場における習熟には一定の期間を要すると考えておりました。

本システムの持つ視覚的な選択による操作、タッチパネルによるコンソールなど、高いユーザビリティにより、保育士、保護者ともに早い段階での利活用が進み、導入初期よりペーパーレスによる印刷・配付などの省力化、電話対応回数の低減などが進み、現在では映像等の記録を全ての業務に結びつける保育ドキュメンテーションを行うまでにシステムの利用が進展しております。

これらによるコストの低減のほか、業務省力化により、時間外などにおいても、導入前の令和元年度の1人当たり週14時間ほどあったものから、令和5年度においては3から4時間ほどと低減され、持ち帰り作業もない状態になるなど、保育士の負担軽減が進み、子供たちにもよりよい環境で向き合うことができいております。

本システムの導入はDX活用による行政事務の省力化、利便性の向上につながった成功例の一つであると考えているところでございますが、今後も保育現場、利用者の御意見をお聞きするとともに、市においても業務省力化等の研究を進め、保育環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、市役所1階に防犯カメラの設置、また、名札の表記についても変更いただいたということで、これらは不当な要求などを抑止する効果が期待できるものであると感じたところです。

また、学校教育課長や子育て支援課長の答弁により、教職員、保育士の勤務に支障が出る案件はなく、それぞれにケアする体制、指導が行き届いていると感じました。今後もスマート連絡帳やコドモンアプリを活用しながら、業務効率化と負担軽減により職場環境の向上に努めていただきたいと思います。

さて、東京都は、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を制定し、令和7年4月1日に施行されることが報道され、話題となりました。また、12月11日のNHKによると、三重県桑名市は今議会において、カスハラを行った人物について氏名を公表する制

裁措置を盛り込んだ条例の制定を目指しており、条例案は今後委員会で議論され、12月25日に採決が行われる予定とのことです。

さらに、札幌市では、札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を令和6年9月2日に定めており、その中で、職員を守るため、複数の職員で対応する、職員からの相談に応じるなど組織的に対応します。また、状況に応じて、警告を行う、対応を中止するなど毅然と対応します。さらに、悪質と判断される場合には、警察へ通報する、弁護士に相談するなど法的に対応しますとあり、職員をしっかりと守る意思が感じられる内容となっています。

教職員においては、岐阜県教育委員会が平成30年4月に来校者等対応マニュアルを作成しており、そこには、教職員個人にかなりの時間的、精神的な負担になることもあるため、学校は組織として対応するとともに、学校外の関係機関と連携を図ることも重要とされています。職員、そして教職員、保育士は、市にとっての財産であり正職員、会計年度任用職員の分け隔てなく、皆さんが真剣に業務に取り組んでいただいているおかげで、市が、そして学校、保育園が円滑に運営されていると思います。

そこで、副市長に再質問をいたします。

カスハラやモンスターペアレントから職員を守ることにより、職員、教職員、保育士、全てが業務に邁進できるのではないかと考えます。札幌市のようなカスタマーハラスメント対策基本方針や条例制定など、市内外に対し周知して、職員を守ることを検討してはどうかと考えますが、副市長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

まずもって、職員への御理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

カスタマーハラスメントと言われるものの中でも、不当要求に該当するようなものであれば、議員御発言ありましたように警察等とも連携していく必要があります、私も参加したことがありますけれども、幹部職員は不当要求の研修というものがございまして、それに参加するようにもいたしております。

他方、他地域での報道等を見ておりますと、決して悪気はなくても、相手の方が親切心ですとか親心のような気持ちで職員に接せられる場合に、職員によってはそれを嫌がらせですとかハラスメントとして受け止めたり、コミュニケーションがうまくいかないときなどにヒートアップしてしまうことも多くあるようでございます。

こうした場合も含め、最も大切なことは、議員の御発言でもありましたように複数の職員で対応していくこと、場合によっては組織としてきちんと対応していくことが大切

であるということ、まずもって考えております。また、相手の方とのコミュニケーションスキル等の向上も大切であると考えておきまして、そうした研修にも積極的に参加させるようにいたしてまいりたいと考えております。

先ほど来、各課の回答におきまして、これまでのところ大きな問題となっているケースは確認できていないということですが、各種のハラスメントの認識というのは個人の感覚によるところが大きいものとも思われます。ですので、多少強く言われても職員が大きなハラスメントとは捉えていない場合もありますし、そもそも優しい市民の多い山口市だからということも考えられます。

あえて職員を褒めたたえれば、職員の対応が優れているからと考えることができるかもしれませんが、しかし、今後ともこうしたこと、悪い状態を確認できないような、悪い状態が起きないということが続いていくということで慢心することがあってはなりません。こうしたことは起きてから対応するのではなく、起きる前に対応していくべき先手行政、予防行政が大切だとも考えているところでございます。

議員御発言のように、教員や保育士の感情悪化というのは、そのまま子供たちにも影響してしまう重要な課題であるとも認識しております。

近年は民間企業におきましても心身ともに健康なウェルビーイングが重要視されていますが、市役所においても、学校、保育所においても同様のことでございます。ウェルビーイングが確保できないような職場では、有能な職員は確保できませんし、良質な行政サービスも提供できません。

先ほど総務課長から話がありました平仮名の名札につきましては、実は、今年4月に私が検討するように指示したのものでもあります。そのときは特に窓口等の部署においては、特段の必要性は認められないという意見が多かったのではありますが、その後、いろいろ検討してくれて、予防行政として取り入れたものでもあります。

議員御発言のカスタマーハラスメントを含め、各種のハラスメントについては、私自身、議員同様の危機感を持っておりまして、実は今年の夏にも市長と相談いたしまして、来年の早い段階で私自身が草案を検討することとして話し合っているところでもございました。

各種ハラスメント、今朝の報道をちょうど見ますと、ハラスメントは様々ありまして、総務省が今度調査すると言っているのが、今朝の情報ですけれども、パワハラ、セクハラ、カスハラ、マタハラ、パタハラ、それから介護による嫌がらせ、6種類のものについて調査をするというようなことが報道でありました。

そういった様々なハラスメントがございまして、それら様々なことをどのように整理

分けするのがいいかは研究しながら、来年のなるべく早い時期、遅くとも私の任期である9月までには、具体的な指針または条例案等の作成につきまして議会のほうに御報告できないかなということを考えております。そうした様々なハラスメントの性質ごとに、実効性のあるものとして具現化をしてまいる所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 副市長の答弁により、各種ハラスメントについて、具体的な指針や条例案の作成等について具現化していただけるとのこと。質問の際にも述べましたが、私は、職員、教員、保育士の皆さんは市にとっての財産であり、知識も豊富な皆さんです。全力で働ける環境を整備することで負担軽減につながり、山県市がさらに大きく発展していくことに寄与いただけるものと考えます。今後、皆さんが笑顔で元気よく業務に励んでいく姿、その展望に大いに期待し、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目、理事兼健康介護課長に、山県市の健診事業について質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ここ数年、健康寿命という言葉がよく聞かれるようになりました。健康寿命とは、介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着脱、食事、入浴など、ふだんの生活が1人ででき、健康的な日常が送れる期間のことです。

山県市におかれましても、高齢化が進む中、平均寿命とともに健康寿命の延伸に努める必要があります。

国保データベースを見ると、山県市の平均寿命、健康寿命は、県と比較すると男女ともに延伸してはいるものの、平均寿命と健康寿命の差も増加しているため、結果として

不健康な期間が増加しているのが現状であります。

今後、こうした平均寿命の延伸とともに、健康な期間だけではなく、不健康な期間も延びることが予想される中、平均寿命の延伸以上に健康寿命を延ばし、不健康な状態になる時点を遅らせることは、個人の生活の質の低下を防ぐことや、社会的負担を軽減するためにも非常に重要であると考えております。

健康寿命の延伸のためには、運動や食生活の改善、適切な薬の服用などが挙げられますが、自らの健康状態の把握、病気の早期発見、重症化予防の観点からも定期的な健診の受診や保健指導が有効な手段だと考えております。

そのような中、山口市では特定健診事業の無償化や、今年度からは後期高齢者健診事業を無償化とするなど、これまで受診率向上のために様々な施策を講じているところであると思います。

以上のことを踏まえ、理事兼健康介護課長に3点質問させていただきます。

1点目、特定健診事業、後期高齢者健診事業、それぞれの無償化による受診率への影響。また、その中で病院などでの検査結果を持参することにより、健診を受けたと見なしている割合。

2点目、保健指導の実施状況。

3点目、健診の周知の方法。

以上、3点について、お尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、特定健診及び後期高齢者健診における無料化の受診率の影響及びみなし健診の割合についてお答えします。

国民健康保険加入者の40歳から74歳までの健康診断である特定健診は、令和5年度から1,000円の自己負担を無料とし、75歳以上の健康診断である後期高齢者健診は、令和6年度より集団健診420円、医療機関健診500円の自己負担を無料として実施しております。

特定健診の受診状況につきましては、令和4年度は36.8%、県下32位でしたが、令和5年度は40.2%、県下25位と受診率は3.4ポイント上昇しました。また、令和6年度につきましては、11月末の速報値ではありますが、受診率は39.7%になっております。なお、特定健診では同項目の検査を人間ドック受診者や職場健診、通院中の医療機関で既に行っている場合に、その結果を提出してもらうことで特定健診受診者とみなすことができます。令和5年度は140名がみなし健診該当者であり、全受診者の8.8%に当たります。

また、後期高齢者健診では、令和5年度は受診者774人で15.8%と県下でも低率でした

が、令和6年度は11月末の速報値では1,377人が受診されており、受診率も28.0%と大幅に増加しております。なお、後期高齢者健診におけるみなし健診は、令和6年度より人間ドック受診者に実施しており、現時点で11人がみなし健診として結果の提供を受けております。

特定健診、後期高齢者健診ともに自己負担を無料化することで、受診行動促進の要因の一つになっていると考えます。

御質問の2点目、保健指導の実施状況についてお答えします。

市では、特定健診受診者のうち、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判断された人を対象に保健師が特定保健指導を実施しております。令和5年度では135人の対象者のうち、61人の方に対して保健指導を実施しました。

御質問の3点目、健診の周知方法についてお答えします。

広報やホームページでの周知をはじめ、特定健診及び後期高齢者健診の全対象者への受診票や健診案内を郵送にてお知らせしています。また、本年度からは健診期間中には、人の行動変容を促すナッジ理論に基づいた受診勧奨はがきの送付も行い、周知及び受診行動促進に努めております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問させていただきます。

特定健診事業、後期高齢者健診事業ともに無償化により受診率向上につながっている実態、よく分かりました。また、周知の方法として、受診票や健診案内だけでなく、ナッジ理論に基づいた受診勧奨のはがきの送付を行うなど、工夫をされている点、よく分かりました。

その上で2点、理事兼健康介護課長に再質問させていただきたいと思っております。

1点目、山県市の第3期データヘルス計画の中に、未受診者の多くは通院中のため健診を受けていないという実態がありましたが、実際に地域の方がかかりつけ医に行って定期的に血液検査などをされ、それとは別に特定健診事業として検査を行うことは、日常生活において負担になる部分も多くあるかと思っております。医療機関などの検査結果を提出することで健診を受診したことと見なすいわゆるみなし健診、令和5年度は全受診者の8.8%がみなし健診受診者であったとのことでしたが、今後さらなる受診率向上のために、このあたりの周知の方法も工夫をしていく必要があるかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

あわせて、2点目、特定健診事業は40歳から74歳の被保険者が対象となりますが、そ

の中でも、40歳台、50歳台の方は、働き世代のため、自身の健康管理がおろそかになりがちの部分もあるかと思えます。健康な状態での早期の生活習慣予防を行う上でも、世代に合わせた周知が必要ではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

以上2点、理事兼健康介護課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、さらなる受診向上のための周知方法についてお答えします。

通院中のみなし健診対象者は、令和6年度は369人で、既に案内をお送りしております。今年度は通院先での検査結果の提供をいただいた方には、インセンティブとして市のごみ袋をお渡ししており、みなし健診への理解をしていただき、さらなる受診促進に努めております。

再質問の2点目、特定健診の世代に合わせた周知方法についてお答えします。

毎年5月頃に、特定健診の全対象者に受診票を含めた案内を個別でお送りしております。それに加え、市のホームページやLINEなどを活用し受診を呼びかけたり、協定を結んでいる生命保険会社を通じて、市内の加入者の方に市の健診の案内も一緒に渡してもらったりしております。

議員御発言のとおり、みなし健診も含め、特定健診の必要性を市民の方に理解していただき、受診率の向上が市民の方の健康寿命の延伸へつながるよう、取り組んでいきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 次の質問に移らせていただきます。質問の2点目、医療費適正化に向けた取り組みについて、市民環境課長、そして理事兼健康介護課長にお尋ねします。

我が国では国民皆保険制度を基盤として、国民の健康の維持・増進が図られる中、人生100年時代にふさわしい予防・健康づくりの推進が必要となり、データヘルス計画に基づく保健事業の推進も重要となっています。

そもそもデータヘルス計画とは、レセプトによる医薬品情報、健診結果など、データ分析に基づいて効果的かつ効率的な保健事業を実施するための事業計画のことです。計画策定に当たっては、医療情報・健診結果を電子化、分析することで、地域の健康的課題を明らかにすることとされています。

データヘルス計画での目的は、被保険者の健康増進であり、早期発見や重症化を予防できれば、限りある医療資源を必要以上に消費せず、医療費削減につながります。国と

しても医療費削減に向け、これまでジェネリック医薬品の推進を進める中、本年10月からは長期収載品目とジェネリック医薬品の差額分の一部を自己負担とする選定療養制度を取り入れるなど、様々な施策が取られているところではあります。

医療費増大の要因には、医薬品の多剤服用や、複数の医療機関から同系統の医薬品が処方される重複投与も大きく問題視されており、厚生労働省が定める第4期医療費適正化計画の中には、特定健診の見直し、ジェネリック医薬品の使用促進とともに、多剤、重複投与の適正化も含まれております。

また、厚生労働省の高齢者の医薬品適正使用の指針の中には、6剤以上薬を服用することにより有害事象の頻度が特に増加しているとの記載もあります。

高齢化率が高く、医療機関に受診される方の多い山口市において、多剤、重複投与の適正化は喫緊の課題の一つだと考えております。

以上のことを踏まえ、2点お尋ねします。

1点目、市民環境課長にお尋ねします。山口市国保被保険者、後期高齢者の過去3年の医療費の推移をお尋ねします。

2点目、理事兼健康介護課長にお尋ねします。山口市国保被保険者、後期高齢者の過去3年の重複投薬服用者、また多剤服用者の推移をお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市の国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の過去3年の医療費の推移についてでございますが、令和3年度から令和5年度までの過去3年の推移を御説明させていただきます。

まず、毎年3月末時点の国民健康保険事業の被保険者数は、令和3年度は6,193人、令和4年度は5,932人、令和5年度は5,541人と、3年間で652人減少しております。後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和3年度は4,684人、令和4年度は4,914人、令和5年度は5,102人と、3年間で418人増加しております。

次に、医療費の年度総額と1人当たりの医療費について御説明いたします。

国民健康保険事業の令和3年度は27億3,180万4,173円で、1人当たりの月平均医療費は3万6,760円。令和4年度は27億2,165万7,324円で、1人当たりの月平均医療費は3万8,234円、令和5年度は25億769万1,438円で、1人当たりの月平均医療費は3万7,714円となります。過去3年の医療費は、2億2,411万円ほど減少してはいますが、1人当たりの月平均医療費は954円と増加している状況でございます。

後期高齢者医療制度の令和3年度は37億3,752万5,610円で、1人当たりの月平均医療

費は6万6,495円、令和4年度は39億957万2,830円で、1人当たりの月平均医療費は6万6,300円、令和5年度は44億7,215万7,450円で、1人当たりの月の平均医療費は7万3,046となります。過去3年の医療費は、7億3,463万2,000円ほどの増加傾向となり、1人当たりの医療費は3年で6,551円増加しております。

まとめますと、山県市の国民健康保険事業の被保険者数は年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は横ばいから微増している状況です。

また、後期高齢者医療制度については、被保険者数は年々増加しており、1人当たりの医療費も増加している状況となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、山県市の国民健康保険及び後期高齢者医療における重複投薬と多剤服用の推移についてお答えします。

各年の4月のレセプトから重複投薬を確認しましたところ、国民健康保険の方は、令和4年は16人（0.26%）、令和5年は23人（0.41%）、令和6年は21人（0.39%）でした。後期高齢者医療の方は、令和4年は40人（0.85%）、令和5年は42人（0.85%）、令和6年は38人（0.74%）でした。

また、多剤服用の国民健康保険の方は、令和4年は305人（5.03%）、令和5年は381人（7.75%）、令和6年は431人（8.45%）でした。後期高齢者医療の方は、令和4年は1,197人（25.6%）、令和5年は1,208人（24.6%）、令和6年は1,193人（23.4%）でした。

重複投薬、多剤服用とも後期高齢者医療の方が多く見られるのが現状です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 再質問させていただきます。

被保険者の多剤服用されている状態、複数の診療科を受診することによる重複投薬は、医薬品の過剰服用、オーバードーズなど、身体的影響にもつながるおそれがあります。

今後山県市の被保険者の健康維持、増進、そして医療費削減を図るためには、国保データベースなど、各種データを有効に活用し、行政と医療機関で連携を取り、適切にアプローチをしていく必要があると感じます。

以上のことを踏まえ、理事兼健康介護課長に再質問させていただきます。

多剤、重複投与について、今後の方針をお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

多剤、重複投薬に対する市としての今後の方針についてお答えします。令和6年度の重複、多剤服用者に対する市の取組としましては、国保データベースシステムを用いて、国民健康保険は重複服用の状況を、後期高齢者医療は多剤服用の状況を把握するため、対象者を抽出し、保健師の訪問後、市内薬剤師の御協力の下、必要に応じて薬剤師による訪問指導を行っております。

来年度につきましては、専門家の御助言をいただきながら、重複、多剤服用に対する取組をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 前向きに御答弁いただき、ありがとうございました。

最後に、市長に再々質問させていただきたいと思っております。

国民健康保険事業の被保険者が減少傾向で、後期高齢者医療制度の被保険者、75歳以上の方が増加している現状からも、2025年問題、いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者となり超高齢社会を迎えることが山県市においても見てとれます。1人当たりの医療費が高額な傾向である後期高齢者が今後年々増加することが予想される中、さらなる医療費増大は今後の財政へ大きく響くことは間違いありません。

医療費適正化は喫緊の課題です。今後の医療費適正化について、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

今後の山県市の医療費適正化につきましては、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、重複、多剤服用者への訪問指導もその一つであります。

そのほかには、市民の方が医療に関心を持っていただくことも大切だと思っております。その中でも、例えば自分の医療費がどのくらいかかっているのかということを知っていただくことも大切なことだと考えます。

現在、マイナンバーカードを使いまして、御自分のマイナポータルを見ていただきますと、月ごとにどの病院にかかったかだとか、どの薬を飲んでいるのか、そういった過去の健診結果や、また、どのくらいの医療費がかかって、窓口でどのくらい支払っているのかなども分かります。マイナンバーカードには反対の方もお見えになりますけれども、自分の医療費のことも分かり、マイナンバーカードはとても有益なものだと考えて

おります。

市といたしましても、医療費の適正化について取り組んでいきたいと考えますので、御理解をいただきたいと思います。

このマイナンバーカードの普及でございますけれども、少し時間がありますので説明させていただきたいと思いますが、ぜひとも、今のDXの象徴的なものでございまして、1年ぐらいにもなりません、首長の会議がありまして、そのときに5人の方から説明を受けました。1人はデジタル庁の審議官です。その後、デジタル庁の職員が3名、そして、その後に韓国の方でしたけれども、DXのコンサルを試みえる方が日本のDXの状況のお話をされて、本当にびっくりしました。

韓国と比較しますと、日本は40倍のDX関係のお金を使っている。韓国は8,000万人ですし、日本は1億2,000万人ですので、4倍ではなく40倍です。このことが、いかにDXが進んでいないか、このマイナンバーもそうですけれども、そのとき映像で説明を受けましたが、韓国では電車に乗るにも改札がないわけです。そこを通ればその人を識別して、出て行ったときにその人を見分けてお金を払う。

ぜひとも、そういった今のDX、運転免許証もそうなんです、決して保険証ですとか運転免許証にあるそれ以上の個人情報はありませんし、それが盗まれるものではありませんので、マイナンバーカード、マイナポータル、ぜひとも高齢者の方も含めて利用させていただいて、いかに税金を少なく効率的な行政運営ができますことを、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ちょっと横へ質問の内容とは外れていましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

通告順位5番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順位に従い、私からは2点質問させていただきます。

1点目、山口市が掲げる都市宣言について。

山口市が掲げる「水と緑を大切に 活力ある山口市」の理念は、市民が豊かな自然環境と共存し、活力あふれる地域社会を築くための重要な指針です。この宣言には、山口市の豊かな水資源や美しい緑を守りながら、次世代に誇りを持って地域を引き継いでいくという意義が込められています。

しかし、市民の皆様には十分伝わっているかどうかについて、さらなる周知が必要だと考えます。

また、この美しいまち「ふるさと山県」を次世代へ引き継いでいくことと、市民一人一人の平和への願いを込め、山県市非核平和都市宣言もごぞいます。平和を守り続ける決意を表し、今年ノーベル平和賞が平和活動を続けてこられた団体に授与されたことを受け、改めて戦争のない平和な未来の重要性が注目されています。世界中で平和を求める意識が高まっている中、私たち山県市としても、平和への思いを深めるべきだと考えます。

そこで、企画財政課長にお伺いします。

山県市として、この都市宣言の理念の意義を再確認するための日を設けてはどうか。

例えば、年に一度都市宣言再確認の日として、理念を市民全体で再確認する取組を行うことです。市民参加型のイベントやワークショップを開催するなど、ほかには、地域清掃や環境保全活動を通して実際に自然と触れ合いながら理念を体感する場を提供するなど、様々な方法が考えられます。

また、市内の学校や公共施設においても、理念に基づいた取組を進めることで、若い世代にも都市宣言の意義を伝えることができるのではないのでしょうか。

市民全体が理念を共有することは、地域の結束を深め、山県市の持続可能なまちづくりに寄与するものと考えますが、行政としての見解をお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之） 御質問にお答えします。

本市では、平成25年の合併10周年記念式典において、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示すため、都市宣言「水と緑を大切に 活力ある山県市」を掲げました。

この宣言は、本市のかけがえのない自然の恵みを大切にしながら、地域に根ざした産業を育成し、思いやりと活力のあるまちを目指していくという、本市のまちづくりの理念であり、指針となっております。

その後、平成27年に策定しました第2次山県市総合計画の「めざす将来の姿」に、この宣言の言葉を採用しております。また、本年策定した第3次山県市総合計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略の愛称「自然と活力調和プラン」は、この都市宣言の精神を受け継いだものであり、総合計画・総合戦略に基づく市の施策全てが、この都市宣言の実現を目指しているところでございます。

議員御指摘のとおり、本市のまちづくりの理念であり指針となっているこの都市宣言を、市民一人一人が認識し、次の世代に継承していくことは重要な課題であり、シビックプライドの醸成にもつながると考えてはおります。

宣言時には広報やまがたでの周知や、みんなのげんき広場内にある宣言塔に掲載したほか、市ホームページの掲載や市役所の大型の公用封筒への印刷は現在も引き続き行っているところがございます。

都市宣言を再認識するため、御提案いただきました単独のイベントや行事を開催することは今現在考えてはおりませんが、都市宣言の実現に向けた市の様々な施策、特に本市の将来を担う若い世代向けの子育ちや教育の場を中心に、都市宣言を再認識できる機会を少しでも設けられないか、関係各課とも調整しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、市民や市民活動団体、事業所等により、都市宣言に賛同したり再認識する自発的な活動が行われることを期待するところでもあります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 御答弁ありがとうございました。

山口市が掲げる都市宣言を再確認していただけるよう単独のイベント等の開催は考えていないとの御返答をいただきましたが、「水と緑を大切に 活力ある山口市」を次世代へ受け継いでいくためにも、認識を高め、周知していただきたいと考えます。

第2次、第3次と、山口市の総合計画より「水と緑を大切に 活力ある山口市」を掲げてから、デジタル田園都市国家構想総合戦略の愛称として「自然と活力調和プラン」へと受け継がれ、将来を担う若い世代向けの子育ちや教育の場を中心に、都市宣言を再確認できる機会を設けるよう検討されるとの御返答もいただきました。

市民の皆様にも周知していただき、都市宣言の理念のように、一人一人がこの美しいまち「ふるさと山口市」を愛し、自然とともに元気に生きていくことを心にとどめていきたいです。

そこで、農林畜産課長に再質問させていただきます。

都市宣言の理念には、清らかな川の流れと湖、緑豊かな森林は、私たちの宝ですとありますが、この理念の下、自然を守りながら森林や水資源の保有はどのように考えてみえますか。今後の取組などありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 再質問にお答えします。

山口市は水と緑の源である森林に恵まれており、市全体の面積に対する森林率は84%、そのうち杉やヒノキなどの人工林は57%を占めています。この人工林における整備及び保全は、水源の貯留、洪水の緩和、また水質の浄化機能である水源涵養機能を促進する

ものであり、未整備森林が増加すればこの機能の低下が懸念されます。

山県市におきましては、森林環境譲与税などを原資とした間伐や育林事業の実施により、森林の健全化を図るとともに、市内小中学生等を対象とした自然体験学習を通し、森づくりや川づくりの重要性を理解していただいております。

今後も引き続き、清らかな川の流れ、豊かな森林を保全していくため、ソフト、ハード両面において、森林整備の取組を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 「水と緑を大切に 活力ある山県市」、この都市宣言を策定するに当たり、私も委員として関わらせていただきましたが、山県市への強く熱い思いのある委員の方々の中、理念を熟知し、議論を重ね、絞り出した都市宣言でございました。かような都市宣言を市民の皆様に御承知をしていただきたい、そして理解をしていただきたいという思いがあり、お伺いさせていただきました。

山県市の総面積の8割以上を森林が占めています。自然の恵みに感謝し、地域の活力を支える力となることで、よりよい未来を築くことができます。

私たちは、この宣言を実現するために、市民、行政、地域の全てが連携し、新たな可能性を切り開く努力を続けていくことが大切です。この都市宣言は単なるスローガンだけではなく、山県市が目指すまちの姿そのものを表しています。豊かな自然環境の中で生まれる活力は、地域の文化や産業、そして住民の笑顔に結びつくと思います。持続可能な発展を目指し、全ての市民が安心して暮らせる場所、さらには誇りを持てるまちとして成長し続けることを目標としたいと考えます。

では、次の質問をさせていただきます。

山県市カーボン・マイナス・シティ宣言について。

山県市では、SDGsの理念の下、二酸化炭素を縮減させるべく、2050年までに二酸化炭素の実質マイナスを目指し、令和4年ゼロ・カーボン・シティ宣言よりもさらに踏み込んだカーボン・マイナス・シティ宣言を表明されました。

この目標達成のために、市としての取組を明確にし、市民や地域全体が一体となり、行動することが重要です。

山県市においても、カーボン・マイナス・シティの実現に向け、令和4年度より脱炭素事業に関する協定を結ばれたり、カーボン・マイナス・シティ推進家庭、または事業者への補助金も行われたり、PPA事業など幾つかの取組が行われていますが、これまでの成果と現状を見直し、さらに具体的な行動計画を市民に示すことが必要ではないで

しょうか。

そこで、市民環境課長にお伺いします。

山口市が現在進めているカーボン・マイナス・シティに関する具体的な取組内容と、これまでの成果を教えてください。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の山口市が現在進めているカーボン・マイナス・シティに関する具体的な取組と、これまでの成果について御説明いたします。

山口市のカーボン・マイナス・シティ宣言は、令和4年6月に行い、同月に世界気候エネルギー首長誓約を行ったところは議員御承知のとおりでございます。

その後、市内の再エネ事業の可能性調査を行い、山口市脱炭素協議会が発足し、CO₂削減を行っていく上で、再生可能エネルギー導入や周囲への啓発活動が必要であるとされ、協議会の構成員の中から中間支援組織が設立されました。

また、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）に採択されたことにより、令和5年度から令和10年度までの公共施設や市内の家庭、事業者への脱炭素推進事業を計画的に取り組んでいます。

具体的な取組といたしまして、令和5年度に高富小学校の高効率空調設備を更新、補助事業として市内家庭向けに太陽光発電設備設置事業と蓄電池などの交付を行いました。

令和6年度は高富児童館をはじめとする8施設に高効率空調設備の更新や照明設備のLED交換を行い、補助事業につきましては市内家庭向けと、新たに市内事業者向けを創設して、太陽光発電設備と高効率空調機器更新などの交付を行いました。

また、環境省の脱炭素まちづくりアドバイザー派遣事業を活用し、アドバイザーや市内事業者らと協議を行い、脱炭素事業で得られた利益の一部を地域に還元させる持続可能な事業を展開していくべきと、脱炭素推進事業体が設立されました。

この重点対策加速化事業の主要施策であるオンサイトPPA事業を実施していくこととなりますが、このPPAとはパワー・パーチェス・アグリーメント（電力販売契約）の略でございます。市の所有している施設の屋根等を事業者が借りて発電設備を設置し、発電した電気を市が設置施設で使うことで、電気料金とCO₂排出を削減。設備の所有はPPA事業者が持つ形となるため、市は資産を保有することなく、再エネ化の推進が可能な手法を取りながら、脱炭素事業を推進していく事業とのことでした。

この事業体とは、今年7月にPPA事業の契約候補者として連携協定を締結し、公民連携を進めているところで、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー

を導入していきます。今年度は、改築している（仮称）山口市北部コミュニティセンターのエネルギー消費量を軽減・効率化し、さらに創エネ（自家発電）と両立することで、エネルギー収支をゼロにする建物を目指すネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、略してZEB化実装のため、PPAモデルでの太陽光発電設備事業を実施していくところでございます。

加えて、宅配事業者の再配達削減によるCO₂削減のため、宅配ボックス導入事業を実施し、市内4分の1の世帯に宅配ボックスを配布・補助した結果、再配達率が32%削減できましたので、引き続き事業を推進していきます。

さらに今年度は、新たに市内小中学校を対象とした環境教育プログラムを開始しました。SDGsや脱炭素のテーマに沿った講師や企業を招き、子供たちが今できることを考え、行動するきっかけづくりを目的として開催しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 御答弁ありがとうございました。

カーボン・マイナス・シティ宣言を行い、重点対策加速事業への申請から採択され、様々な交付を行い、また、脱炭素で得られた利益の一部を地域に還元できる持続可能な事業を理念とした脱炭素推進事業も設立され、太陽光発電設備の設置のPPAモデルでの設置事業を実施しているところであることはよく分かりました。

宅配ボックス導入事業では、市内の4分の1世帯へ配布され、再配達率が32%削減できたことも知り、市内小学校を対象にSDGsや脱炭素のテーマに沿った講師を招き、環境教育プログラムを実施していることも分かりました。

これまで様々な事業や取組がなされて、さらなる事業展開や継続または周知が必要と考えます。そこで、2点再質問させていただきます。

1点目、市としてカーボン・マイナス・シティ実現に向けた短期、中長期の目標などは策定されていますか。

2点目、再生可能エネルギーの活用や省エネ設備の導入、環境負荷軽減に向けた新たな施策を検討されていますか。

以上2点、市民環境課長にお伺いします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 川島議員の再質問にお答えします。

御質問の1点目、カーボン・マイナス・シティ実現に向けた短期、中長期の目標の策定についてでございますが、脱炭素事業の方針、計画につきましては、地球温暖化対策

推進実行計画を策定しております。事務事業編につきましては、令和6年3月に第3次計画改定を行いまして、市内の公共施設から排出するCO₂排出量削減を2030年までに目標52.6%を設定して行動計画を立てております。また、山縣市地球温暖化対策推進実行計画の区域施策編は、今年度策定予定でございまして、市内全体のCO₂削減の中間目標として、2030年までに47%削減、2050年までに実質マイナスを目標とする計画予定でございまして。

今後の公共施設管理につきましては、計画的に空調設備や照明設備の改修に取り組み、CO₂排出削減を計画したり、太陽光発電設備のPPAモデルでの設置事業を活用して、他の公共施設や民間施設などへも、PPA事業者と調整しながら対策を講じていきたいと考えております。

御質問の2点目、再生可能エネルギー活用や再エネ設備の導入、環境負担軽減に向けた新たな施策は検討しているかでございますが、今年度、環境省の主催イベントに参加し、多くの事業者と情報交換をすることができましたので、当市の特徴に合った事業が実現できるよう、引き続きリサーチしていきたいと考えております。

今後、山縣市のカーボン・マイナス・シティ宣言を具現化するため、環境省の重点対策加速化事業を軸に、他の省庁の事業も情報収集しながら、引き続き事業に取り組んでいくところでございます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 再質問の御答弁ありがとうございました。

脱炭素事業の計画は山縣市地域温暖化対策推進事業計画に明記があり、2030年までに公共施設及び市内の全体の削減目標が設定され、2050年までには実質マイナスを目標とする計画も策定されていること、また、太陽光発電施設の設置におけるPPA活用事業も、公共施設や民間施設などへPPA事業者と調整し対策を講じていかれること、そして今後も軸として重点対策加速化事業も展開されていくことが分かりました。

山縣市のカーボン・マイナス・シティ実現へ向け、カーボンニュートラルが求められ、地球温暖化による異常気象の増加もあり、これ以上の温暖化を避けるため、CO₂排出量を減らす必要があります。個人一人一人の意識を高め、将来の世代が安心して暮らせる持続可能な社会をつくる必要があります。市としての呼びかけや取組の周知をこれまで以上に進めていただきたいと思います。

また、全国の自治体でも様々な取組が行われており、公共施設や事業者向けはもちろんですが、個人向けでも既存住宅の高機能断熱材のリフォームや、車載型蓄電池を非常

用電源として導入など、各地で行われています。

そこで、提案ですが、コスト削減をアドバイスしていただける省エネ最適化診断や、電動アシスト自転車、電動車椅子のシニアカー、電動草刈り機等の補助事業などの検討もお願いしたいと思います。

また、電動草刈り機に関しては、現在市としては団体向けのみではありますが、エンジン式の草刈り機の貸出しも行っておられます。そこへ電動草刈り機を導入するなど、積極的に取り入れる事業や政策も検討していただきたいと思います。

私自身も電気や水の使用を節約、また、ごみの排出量を減らすなど、日々の生活の中でできることはたくさんあります。小さなことからでも実行していきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 加藤義信議員。

○9 番（加藤義信） 議長から御指名いただきましたので、G I G Aスクール端末の利用促進と更新について伺います。

G I G Aスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童・生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びを、I C T端末を活用して実現していく構想です。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るため、急速に普及し、今年8月現在G I G Aスクール端末は全国で950万台に上ります。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていきます。このG I G Aスクール第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、本市はアイパッドのW i - F i仕様が利用されていますが、県下調達の大型化が予想されます。

また、MM総研が公表した2024年の8月の時点でのG I G Aスクール構想実現に向けたI C T環境整備調査によると、全国の端末更新の68%は来年度の2025年度に集中しています。本市は令和2年11月から翌1月に導入していることから、来年度11月からの更新になり、来年度予算での更新端末の適切な調達が必要となります。

そこで、1点目に、G I G Aスクール端末の利用促進についてお聞きします。

早くも来年度には更新時期を迎えるに当たり、G I G Aスクール構想とは、1人1台端末は令和の学びのスタンダードとし、多様な子供たちを誰1人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育I C T環境の実現を目指しています。

そこで、本市のこれまでの小中学校G I G Aスクール端末の利用状況と成果についてお聞きします。

2点目に、一方で取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきたG I G Aスクール端末の処理であります。この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題とされています。

文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、今年度、令和6年度中に処理・廃棄等を含めた端末の整備計画を立てなければ、更新の国庫補助の対象になりません。来年度の更新端末への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方及び更新対象端末の再利用（リユース）、リサイクル、データ消去等は市の責任において行い、処分計画の策定・公表を義務づけています。

そこで、懸念される問題があるようです。リサイクルデータブック2023によると、年間約1,000万台のパソコン処理需要がある反面、リユース、下取り等で回収後約4割が海外等へ輸出され、不適正な処理が多発し、適正に処理されず、国際問題化しています。また、データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも指摘されています。

例えば、本市のG I G Aスクール端末では、個人個人に付与されるIDやパスワード情報、写真や動画機能に保存されているもの、自宅の位置情報が保存されていたり、多くの情報がG I G Aスクール端末に残っている可能性があります。G I G Aスクール端末の記憶媒体は、単純な物理的破壊ではデータの復元が可能であり、専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねません。

過去には、行政機関で使用した端末がデータ消去に関する認識が不十分なまま処分を進め、データ漏えい等の事故が発生し社会問題化した事例もあり、目に見えないだけに細心の配慮や知識が必要です。自治体のG I G Aスクール端末処理の検討状況には遅れがあるとも指摘されており、十分な検討がなされず処分が進んだ場合、不適正処理、データ漏えい等につながるおそれもあります。

来年度の更新時に何台を新端末に更新し、旧端末を処分する必要があるのか、その際の適切なデータ消去に対する認識について伺います。

以上2点を学校教育課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 御質問にお答えします。

1点目の山県市の小中学校に整備したG I G Aスクール端末の利用状況と成果について

てですが、1人1台端末の購入・整備から4年がたち、インターネットにつながるタブレットパソコンがこれまでのノートや資料集などに置き換わるだけではなく、情報収集の方法やプレゼンテーションの仕方を大きく変えたと捉えております。

利用状況につきましては、令和6年4月に実施された全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙において、小学6年生では、「授業でパソコン・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」という質問に対して、「ほぼ毎日/週3回以上」と答えた児童の割合は、全国公立小学校の全国平均59.5%、岐阜県平均65.1%に対して、山県市内の小学校は76.2%で、全国平均より17ポイント程度高く、中学校3年生の同様の調査においても全国平均64.4%、岐阜県平均80.3%に対して、山県市内の中学校は92.3%と、全国平均より28ポイント程度高い利用実績となっております。

また、成果としましては、タブレットパソコンの日常的な学習利用のみならず、その操作能力の向上につきましても十分満足できる状況にあると捉えております。特に、アプリケーションソフトを使って自分の考えを整理し、プレゼンテーションの機会を位置づけたり、仲間の考えをタブレットパソコンの画面上で視覚的に捉え、お互いの考えを交流しながら仲間の意見を基に自分の考えを深めたりする授業スタイルが山県市の特徴であると捉えております。

2点目の来年度のタブレットパソコンの更新台数や旧端末の処分台数、適切なデータ消去に対する認識についてお答えをします。

来年度更新予定の端末台数についてですが、現時点においては正確な数は確定しておりませんが、来年度一括で更新すると仮定した場合は、市内全児童・生徒数及び予備分を含め、1,665台程度になります。

購入につきましては、県が取りまとめる共同調達的方式となり、その予算額は1台当たり5万9,500円になります。また、更新予定の1,665台のうち3分の2は、1台当たり5万5,000円の補助が国から充当されます。

旧端末の処分台数につきましては、令和2年度に整備した2,010台のうち、現在指導者用端末として使用している250台を除いた1,760台程度を処分予定としておりますが、有効活用につきましては、さらなる検討が必要であると考えております。

また、タブレットパソコンの処分については、特に個人情報の漏えいに留意する必要があります。現在も年度更新のサポートを行っている民間業者の専門的な知見に基づき、徹底した情報管理を行っております。なお、処分につきましては、文部科学省の定める1人1台端末の適切な処分の方針にのっとり、小型家電リサイクル法に基づく回収から再資源化に至るまで情報漏えい対策を講じている事業者、いわゆる認定事業者への処理

委託を検討しております。あわせて、他市町村の対応にも注視し、安全かつ適切な対応に務めます。

以上で答弁いたします。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 処分端末について、今年5月17日の環境省通知では、使用済み端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる、我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが必要であるともされています。来年度に更新が集中するG I G Aスクール端末の大量処分に向けて、ここからが重要な時期だと考えますので、リユース、リサイクル、データ消去等、個人情報流出がないよう対応をお願いしたいと思います。

次に、小学6年生、中学3年生の学校の授業での利用実績は、全国平均、県平均より山田市はかなり高い割合になっていることが分かりました。教職員の皆様の努力もあってこそのことだと思います。

また、来年度更新台数は1,665台、その予算額は1億円弱となり、例えば来年度一括で買換えをしたとしたら、市の負担額は約3,800万円となります。さらなる利用促進について、学校教育課長にお聞きします。

1点目に、多様な児童・生徒の事情や特性に応じた学びを保障する、誰1人取り残さない教育という観点から、不登校、特別学級、病気療養などの児童・生徒の対応については、どのようにタブレット端末が利用されているのか、取組と今後について伺います。

次に、タブレット端末の持ち帰りについて、地元小学校では破損や故障させないための対応として、100均にあるタブレット端末のカバーを購入してもらい、それにより今まで持ち運びによる故障などのトラブルはないということでした。

そこで、市内12校のタブレット端末の自宅への持ち帰りの利用状況についてお聞きし、課長から報告をいただきました。結果、中学校3校では全学年が持ち帰っていますが、小学校では学校によってまちまちで、持ち帰る学校もあれば持ち帰らない学校もあり、また、週1回だけ持ち帰る学校もあれば、長期休業中のときだけ持ち帰るとか、学校によって取組に違いがあるようです。

毎日持ち帰るという小学校の取組をお聞きしました。一例ですが昨年、ドリルなどのアプリも導入され、家庭で予習・復習も自由に利用できるということ、また自宅での英語や音読も、親に聞いてもらうだけではなく、タブレットの録音機能を活用し、学校へ送信し、学校でも確認できるように取り組んでいます。

そこで、2点目をお聞きしますが、児童が持ち帰って利用する学校と、持ち帰らない学校があるという実態について、児童にとって利用格差が生じるのではないかという観点から、市として統一すべきではないかと考えますが、お尋ねをします。

3点目に、1つの学校では、例えば親御さんから、学校での子供の生活の様子が心配ですとの相談の対応について、当然、個人情報確保の上で、了解の下、その児童の学校での様子をタブレット録画機能を活用し、相談の上、その親御さんに見てもらうことで大変に安心されたということで、タブレット端末が親と学校の安心感につながるということが分かったとの話もお聞きしました。

まだGIGAスクール端末が導入され間もなく、戸惑いも多いと思われる中で、デジタルの力により、どの家庭、地域、学校においても、時間や距離を超えた多様で特色ある教育活動を、各学校がよりよい価値や効果を高めるため、よい事例を共有し、それが好事例として現場に反映されるような取組が必要だと考えますが、どのような伺います。

以上、3点、学校教育課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 再質問の1点目の不登校、特別支援学級、病気療養などの児童・生徒におけるタブレット端末の利用についてお答えをします。

児童・生徒が使用するタブレットパソコンは教育委員会が学校を通して全児童・生徒を対象に貸与しているものです。特別支援学級の児童・生徒はもちろん、不登校であっても、病気療養中であっても、個人用パソコンとして学校に整備し活用をしています。特に特別支援学級の児童・生徒にとっては、画像等を拡大表示ができたり、動画教材で理解につなげたりできます。また、不登校等状況に応じて、自宅からオンラインで授業に参加している生徒もいます。

2点目の、児童が持ち帰って利用する学校と持ち帰らない学校では、平等な教育という観点から利用格差が生じないのかについてお答えをします。

日課表や時間割、教材教具の選定など、教育課程の編成は校長が行います。具体的に言えば、宿題を出すか出さないのか、タブレットパソコンで宿題を提出させるのかどうかも学校で決定すべき事項であり、学校間を統一することではありません。よって、家庭学習にタブレットパソコンを用いるかどうかにつきましては、学校長の判断としております。

なお、教育委員会としましては、台風等による臨時休校の可能性がある場合は、児童・生徒の安全を第一に考え、オンライン事業やオンライン教材を活用した学習が保障できるよう、家庭でのタブレットパソコンの使用について配慮するよう指導をしております。

議員御指摘の利用格差という見方は、自宅でインターネットにつないだ学習をさせたいという保護者のニーズに応えるという意味合いで、安全かつ安心な利用方法についての検討が必要であると考えております。

3点目のよい事例を学校間で共有し、好事例として学校現場に反映される取組があるのかについてお答えします。

I C T機器の効果的な活用や、情報教育の推進に関わる情報共有の研究の場としましては、年に2回、全教職員が参加をして、評価や総合的な学習の時間などの授業を通して研究会を行っております。また、各学校の情報教育担当者を集めた情報教育研究推進委員会を開催し、各校のI C T機器の活用状況や効果的な活用事例の交流、外部講師による先進事例の紹介など、研究の機会を確保しております。

今後は、さらに定期的に行われている教務主任会などにおいても交流の機会を持つことで、各学校の好事例が共有されるような取組を推進していく必要があると考えております。

以上を答弁いたします。

○議長（吉田茂広） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 最後に、教育長に伺います。

G I G Aスクール構想は、当初は2020年から4年間かけて全国の小中学校のI C T環境を整える計画で、小学校の学習指導要領の改訂に合わせて行う予定でした。しかし、2020年より新型コロナウイルス感染拡大を受け、全国の小中学校では休校措置が求められました。このように児童・生徒が登校しての授業が不可能になったことから、政府がG I G Aスクール構想の前倒しを発表しました。前倒しによって、当初は4年かけて行われるはずだったI C T環境の整備が、僅か1年ほどで98%の小中学校に導入されたという経緯があります。

G I G Aスクール構想によって、デジタルツールなどの利用を促進することで、授業の在り方や児童・生徒の個別学習や自主学習にも急激に大きな変化が起きました。日々、インターネットを取り巻く環境の変化は著しく早く、対応が追いつかない状況にあると言えます。授業や自宅学習でのタブレット端末の利用促進において、G I G Aスクール構想は端末を有意義に活用してこそ達成できると言えます。

一方で、SNSを介したいじめ問題や、画像の流出、闇バイトへの恐怖など、現在のネット社会は、児童・生徒にとっても危険との背中合わせであるということは言うまでもありません。

課長答弁にあったように、全国的に見ても高い利用実績でタブレット端末の活用を進

める本市であり、来年の今頃にはタブレット端末の更新時期を迎えます。そこで、G I G Aスクール構想第2ステージの方向性について、より安全かつ学習のツールとして利用していくための教育長の考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再々質問にお答えします。

G I G Aスクール構想を契機にして、子供の情報活用能力の向上を旗印に、使い方の制限は極力取り払うとした方針で、児童・生徒にとっても教職員にとっても使いやすく、授業の中で使うをコンセプトに1人1台のタブレットパソコンを導入し4年が経過した結果、山県市内全学校のパソコン利用率は全国的に見ても高く、フロントランナーとしての評価に値すると捉えています。

一方で、議員御指摘の自宅学習でのタブレットパソコンの利用促進という背景には、家庭での教育機会の格差を生まないためのセーフティネットとしての意味合いもあると捉えていますが、昨今のネット社会の危険性に鑑み、貸与したタブレットパソコンを経由して、児童・生徒が知らないうちに被害者や加害者になり得るリスクがあることも見過ごすことはできません。

こうした現状を踏まえ、子供が安全に使用できるだけでなく、保護者にとっても安心して利用させられる環境の整備が不可欠であり、アプリケーションソフトの利用制限や、持ち帰りによる破損や故障への対処等、教育委員会の責任として対応すべきと認識しています。

他方、教育の情報化は加速度的に進化し、生成A Iの教育的利用や学習履歴のデータ活用による個性の伸長など、先進的な研究が自治体レベルで進められている現状もあります。

山県市はこども家庭庁のこどもデータ連携実証事業の指定を受けており、多角的な子供の理解と、子供の成長を助ける支援の在り方の研究を引き続き進めてまいります。

あわせて、議員御質問のG I G Aスクール第2ステージという発展的な見方や、安全かつ学習ツールとしての利用という観点そのものが、新しい方向性を描く上で極めて重要であると考えます。改めて1人1台の端末導入の教育的な意味と、教職員や保護者が感じている課題を整理し、学校に混乱を招くことなく、保護者の納得も得られる方策を今後の方向性として、さらなる推進を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で加藤義信議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で2時20分から再開いたします。

午後2時12分休憩

午後2時20分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 議長より質問の許可を得ましたので質問を2点、通告によりさせていただきます。

1点目、自転車乗用中のヘルメットの着用についてですが、道路交通法の改正に伴い、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が義務化されました。警察によりますと、自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負ったと報告がありました。

また、ヘルメットの着用状況による致死率は、着用している場合と比較すると2.3倍も高くなっているそうです。そこで、法改正により、交通事故の被害を軽減するために、子供たちにヘルメットを着用させるのはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めることになりました。

さらに、本年6月から自転車青切符の導入、そして11月からは道路交通法の改正で、ながら運転、また酒気帯び運転が罰則対象になりました。

岐阜県における令和5年度の自転車乗用中の交通事故被害状況は、死傷者465人、その内訳は死者8人、重傷者87人、軽傷者370人で、前年より39人増加、特に小学生の被害は34人で、その内訳は重傷者3人、軽傷者32人で、前年度より23人増加しました。本市における死者数は0人、負傷者数は4人となっております。

本市の公共交通は不便な状況にあり、病院への通院、買物等の移動手段、また、本市には外国人技能研修生が多く、朝晩の社宅から勤務先まで自転車通勤の姿をよく目にします。このように多くの方が自転車を利用されております。

そこで、自転車ヘルメット着用努力義務化の周知について、取組をお伺いします。

また、次に、自転車用ヘルメット購入補助についてであります。

市内で自転車用ヘルメットを着用している方は十分とは言えません。先ほど申し上げましたが、ヘルメット着用は命に関わる問題です。本市の道路整備状況を見ても、自転車通行は危険が伴います。一方、急激な物価高の中、困難な生活に直面もしております。

なお、本年の7月、全国の警察官が街頭で自転車利用者のヘルメット着用率を調べた結果、前年同期比3.5ポイントの増の17.0%だったそうです。都道府県別では、最高の愛媛県が69.3%、最低の大阪が5.5%で、地域差の解消が課題と言われております。この要

因としては、ヘルメット購入助成金制度導入及び注意の喚起と思われま

す。以上の点を踏まえ、高校生以上を対象に、自転車ヘルメット購入補助事業の創設について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

岐阜県では、令和4年3月に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、令和4年10月1日から自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。令和5年4月1日からは道路交通法の改正により、全国的に努力義務となりました。

最初に、御質問の1点目、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化の周知についてお答えします。

岐阜県条例の施行を受け、令和4年度には、7月の広報紙で令和4年10月1日から大人も子供も自転車乗車用ヘルメットを着用との記事を掲載し、9月1日からは市のホームページで、岐阜県自転車の安全で適正な利用に関する条例の概要を掲載し、努力義務化を周知いたしました。10月号の広報紙では、再度ヘルメット着用の努力義務の記事を掲載いたしました。

令和5年度は、市内の9小学校で、交通安全教室や夏休み学童交通教室で、自転車走行時のヘルメットの着用が大切であるということを教え、夏休み親子交通教室でも、ヘルメット着用の努力義務化について周知いたしました。

令和6年度も同様に、交通安全教室の中でヘルメットの大切さ、着用の努力義務について周知を行い、9月には市内小中学校生徒に岐阜県条例のチラシを配布いたしました。

次に、御質問の2点目、自転車乗車用ヘルメット購入の助成制度についてでございますが、把握できる範囲では、県内7市町で自転車乗車用ヘルメットの購入助成が制度化されており、その内容については、補助限度額を2,000円程度とし、購入補助の対象者を、住民基本台帳に登録されていることや、65歳以上の高齢者や児童・生徒などに限定するなど、各市町によって若干の違いがございます。

山県市では小学校入学時にヘルメットを無料で配布いたしておりますが、それ以外には、ヘルメットの購入に対する助成は現在行っておりません。

報道ベースでございますが、令和元年から令和5年までの5年間に県内で自転車乗車中に死亡またはけがをした人のヘルメットの着用率は、小学生で約75%、中学生は約65%に対し、高校生は約3%と極めて低いということでございます。このような結果からも、高校生以上のヘルメット着用率を向上させることが全体の着用率の向上に直結するものであると思われま

着用率を向上させることが最終目的ではございません。着用率の向上により自転車事故によるけがなどを減少させるために、議員御提案の自転車乗車用ヘルメット購入助成制度の創設も研究し、山県警察署とも協力しながら、より一層交通安全の啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） ただいま自転車乗用中のヘルメット着用についての答弁をいただきましたが、まず、ヘルメットの着用の周知につきましては、岐阜県条例の施行を受けて広報紙でヘルメット着用の周知を図っています。また、小学校は交通安全教室でヘルメット着用の大切さを指導されているとのこと。

小中学校のヘルメット着用率は100%と見ていますが、高齢者の方の着用率が低いと思われれます。また、市内事業所に勤務する外国人研修生の方々もヘルメットを着用されていないのが現状と思います。市民の皆様が交通事故、死亡事故及びけがをされないよう、老人クラブの会合及び市内企業への外国人研修生のヘルメット着用周知を図り、悲惨な交通事故が起こらないよう努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、ヘルメットの購入補助制度の創設を研究するとの回答をいただきましたが、先ほども述べましたが、愛媛県のヘルメットの着用率全国1位の状況を調べたところ、平成26年に立て続けに2件の高校生死亡事故が発生したため、高校生のヘルメット着用率を上げるためにヘルメットの購入補助制度を始められ、ヘルメット着用率も向上し、自転車の交通事故も減少しているようです。

自転車は原則歩道を走行はできません。そのため、車道を走行することになりますが、通行車両の風圧及び接触により自転車転倒等の交通事故が発生します。特に本市では道路状況が悪いため、自転車事故が危惧されます。そのためにはヘルメットを着用していただき、交通事故の被害を少なくするため、ヘルメットの購入に対し、補助金の支給を強く求めたいと思っております。

例えば、ヘルメット1個4,000円から6,000円で購入できます。補助金の2分の1以内の上限で、2,000円で年間250個としても総額50万円程度で、程度と言うと失礼ですけども、予算で済みます。もし市民の皆様が交通事故に遭って、軽傷で済む場合も考えられますが、市民の生命を守るためにヘルメット購入補助金を支給できるよう強く要望し、再度答弁を理事兼総務課長に求めます。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、自転車乗車中にヘルメットをかぶり頭を守ることは、自転車の死亡事故を減少させるために有効で、ヘルメットの着用率向上は重要な課題であると捉えております。

近隣の高校の生徒指導の先生に伺いますと、いずれの学校も自転車通学者にヘルメット着用を強制することはしておらず、自主性に任せているけれども、生徒に対する交通安全講習会などで、ヘルメットの着用の重要性などについては指導されておられるとのことでした。しかしながら、着用率は非常に低く、学年で数人程度。なかなか着用率の向上が実感できていないというのが実態だそうです。

岐阜県警察本部も高校生のヘルメット着用率の低さが課題であると捉え、高校生自身が着用率の向上を考える討論会を開催し、直接高校生の意見を聞かれております。お話を伺った高校の生徒指導の先生は、子供を交通事故から守るには親御さんの意識も大切だとおっしゃられました。高校生に対しては県教育委員会、警察本部、学校など、様々な方面から自転車乗車用ヘルメットの着用について啓発されておりますが、さらなる啓発が必要であることを再認識いたしました。

一方、高齢者の方への啓発については、なかなか機会が少なく、着用率も向上しておりませんが、引き続き広報等で啓発を続け、老人クラブ連合会などの会議などで、高齢者が集まる機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと思います。

また、外国人研修生への周知については、商工会のお力もお借りして、啓発を行ってまいりたいと思います。

次に、自転車用ヘルメットの購入補助についてでございます。

先ほども申し上げましたけれども、ヘルメットの着用が自転車乗車中の事故による人的被害の重大化を防ぐことに効果があることは認識しております。そのため、自転車運転における交通安全の啓発を継続していくとともに、議員御提案のヘルメット購入補助制度の創設については、対象や金額など、補助制度がある自治体の成果も調査しながら検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） ただいま担当課長から答弁いただきました。自転車乗用中のヘルメットの着用についての各機関への周知ということで、より一層働きかけていくということで、それはお願いしておきます。

また、再々になりますけれども、市長にヘルメット購入助成金事業の創設について、今、担当課長からもありましたが、他市の関係を精査しながらとお聞きしたんですが、

山県市の移動される、高齢の人でも、いろいろな移動手段として、まだまだ自転車を活用される方は多いので、そういう人たちにも、高校生に限らず助成金を創設していただいて、やはり備えあれば憂いなしと申しますか、事故があつてから「しまった」では遅いので。

今は、高校生は3%しかないというようなことを担当課長が言われましたけれども、市長のそういう方面の見解を、所見を述べていただいて、この質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

今、山県市では今年度、自転車によるまちづくりの計画をつくってございまして、そういう観点からしますと、サイクリングロードを走る人はヘルメットを100%かぶっていると思いますので、そういった観点と、計画をつくる機会を踏まえながら、そして先ほどの高校生ですとか、技能実習生ですとか、それから高齢者の方の着用も、少しでも多くなるように、谷村理事兼総務課長が答弁しましたことも検討しながら、実態を踏まえながら、そして安全を確保するという意味におきましても、ちょうどこれから来年度に向けての予算策定の時期でございますので、そういったことも検討しながら進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 次の質問にまいります。

水道水等のPFAS（ピーファス）問題についてでございます。

PFASとは、炭素とフッ素がつながった有機化合物のうち、ペルフルオロアルキ化合物とポリフルオロアルキ化合物の総称です。1万種類以上の物質があるとされております。水や油をはじくため、焦げつきにくいフライパンや、食品包装、また泡消火剤や、フッ素樹脂の製造過程などで幅広く使われてきました。

発がん性が指摘される有機フッ素化合物が全国の水道水や河川から検出され、環境省が水道水の全国調査に乗り出しました。化学的に安定していて、長期分解されず環境中に残ることから永遠の化合物と呼ばれています。体内に入ると数年ほどとどまるため、健康に影響が懸念されております。

以前PFASを製造していた工場や、泡消火剤を使っていた在日米軍、自衛隊基地周辺の水源や排水からは高い濃度で検出されて、住民に不安が広がっています。

あるまちでは、浄水場の水から国の水質暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムに対し、28倍の濃度が検出されました。PFASが付着した活性炭がずさんに管理され、そこから流出したとも言われております。

そこで、本市の水道水の状況をホームページで確認しましたところ、令和5年8月水質検査結果が公表されており、12か所の水源地の原水が全て不検出と報告されておりました。

本市には、先ほど申し上げましたPFASを製造、使用をしている工場や、泡消火剤を使用している施設もないと認識しておりますので問題はないと思いますが、そこで、水道水における有機フッ素化合物の検査は毎年実施されているのか、水道課長にお尋ねします。

また、河川及び市クリーンセンター最終処分場からの排水のPFAS検査はされているのか、されていれば、その結果を市民環境課長にお伺いをします。

○議長（吉田茂広） 藤根水道課長。

○水道課長（藤根 勝） 御質問にお答えします。

御質問の、水道水における有機フッ素化合物の検査は毎年実施されているのかについてでございますが、水道事業者におけるPFASに関しましては令和2年4月1日に水質管理目標設定項目に位置づけられ、暫定目標値として、PFOS及びPFOAの合算で50ナノグラムパーリットルと設定されました。

また、水質検査に関しましては、厚生労働省からの通知により、水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めるものとされており、水道法に基づく検査の義務はなく、各水道事業者等の判断で検査を実施するものと位置づけられております。

なお、令和6年11月29日付で、環境省より、PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）が示されたところですが、その中にも水道事業者における水質基準項目の追加や目標値の見直しの記載はありませんでした。

また、山口市におけるPFASの水質検査状況としましては、山口市のホームページで公表しておりますとおり、令和5年8月におきまして12か所の水質検査を実施し、その全てにおいてPFASは不検出となっております。しかしながら、PFASに関する連日のマスコミの報道や市民の皆様の関心を考えますと、一度限りの水質検査ではその不安は払拭できないと考えております。

また、先日、国土交通省が全事業者における水質検査結果状況を公表したところですが、山口市としても、岐阜県内事業者の検査傾向に合わせ、毎年原水の水質検査を実施する方針で考えております。

具体的には、現在山県市内の水源地は11か所存在し、さらに、その水源地には複数の取水井があり、合計19か所を使用しております。令和5年度はその19か所全ての検査を終えたわけではなく、複数を抱える水源地につきましては、そのうちの半数を選定し、結果的に12か所を検査したところでございます。

そこで、令和6年度は令和5年度で実施していない残りの取水井の検査を実施する予定です。つまり、2か年で19か所全ての取水井の検査が完了することになります。

さらに、令和7年度以降もこの2か年方式を繰り返し、検査をしていく計画を進め、山県市民の飲料水における安心・安全を確保していく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の河川及び山県市クリーンセンター最終処分場排水のPFAS検査について御説明いたします。

山県市の河川につきましては、水質汚濁防止法に基づき、毎年水質検査を実施しており、市内22か所で環境基準内に達しているかどうかの把握をするため、環境基準項目の水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数の5項目を基準項目として検査します。その他、地域の特性に応じて化学的酸素要求量（COD）や、全窒素（TN）及び全リンの合計8項目の検査を行い、結果をホームページで公表しているところです。

ちなみに、窒素やリンは、主に農業用肥料、生活排水、工場排水から供給され、過剰に供給されますと藻類が大量に発生し富栄養化の原因となります。また、化学的酸素要求量（COD）は水質の指標として使用され、窒素やCODは、水稻の正常な育成のために望ましい農業用水の指標としても設定されております。

このPFAS検査につきましては、山県市の検査項目にはありませんが、一級河川を管理しています岐阜県に確認をしたところ、令和3年から毎年、一級河川の流入口を環境基準点と定め、河口から上流に向かいながらPFASの状況検査を実施されているとのことで、現段階の調査結果からは濃度の高いPFASは検出されていないことを確認しております。

また、山県市クリーンセンターにあります最終処分場排水の水質検査につきましては、クリーンセンター運営委託先の事業者が毎年34項目の水質検査を行っており、結果は市ホームページにて公表させていただいております。

議員御質問のPFASに関する水質検査でございますが、クリーンセンターの最終処

分場は、国の定める省令（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令）に従いまして検査を実施しておりますが、基準項目にはないため、現在P F A Sを限定した検査は実施しておりません。

今後、国の検査基準などの動向を注視しまして対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま担当課長からそれぞれ答弁いただきました。

まず、河川及び市クリーンセンター最終処分場排水についてですが、河川の水質汚濁防止法に基づき毎年水質検査を市内22か所で検査されておられますが、検査項目にP F A S検査が入っていませんということで、一級河川を管理している岐阜県が調査をしておりますということで、その結果は濃度の高いP F A Sは検出されていないことを確認されたとの回答をいただきましたが、河川はどこか分かりませんが、若干のP F A Sが検出されていると私は受け止めております。

特に美山地域を流れる武儀川は、鮎釣りの漁場として、また釣り愛好家の方々に多く訪れていただいております。また、きれいな水が流れている夏場には川遊びの方も多く来ていただいております。「清流と緑のまち やまがた」をキャッチフレーズに山県市をPRしています。そのためには、武儀川は水質汚濁防止法に基づく水質検査にP F A S検出も追加し水質検査を実施すべきと思います。また、市クリーンセンター最終処分場からの排水も、谷川から武儀川へ放流されておりますので、国の定める省令以外にもP F A S検査も行い、市内に安全な川であることをPRされてはと思います。市民環境課長に答弁を求めます。

また、次に水道水のP F A S問題について、P F A S検査は水道法に基づく検査義務はないとのことですが、市内の水源地取水井が19か所あり、その中の12か所を検査しているとのこと、2年かけて19か所全部の取水井を検査される計画との答弁がありましたが、市民の皆さんの生活にはなくてはならない飲料水です。そのためには、19か所の取水井全部を毎年検査すべきと考えますが、水道課長の御答弁を求めます。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えします。

市内の河川と山県市クリーンセンター最終処分場の排水のP F A S検査につきましては、議員御指摘のとおり、水質汚濁防止法や国の定める省令に基づいて行っている水質検査でございますので、項目の中にP F A Sを含む有機フッ素化合物に関する調査は行

っておりません。

岐阜県が行っています河川の調査状況につきましては、合理的かつ効果のある検査を実施しているため、一級河川の流入口を環境基準点としておるため、P F A Sの数値が高い場合は川上に向かい濃度の高い場所を特定し、原因を追究する方針で行われているとのことです。また、岐阜県の過去の検査結果はホームページで公表されておりますので、濃度の高いP F A Sは検出されていないことは把握しておりますが、市内の河川に検査基準点はないため、不安視されているものであると思慮いたします。

加えまして、山根市のクリーンセンター最終処分場排水の検査につきましては、P F A Sを含む有機フッ素化合物に関する検査は行っておりませんので、河川に排出している施設といたしましては、安全であると周知することが必要であると感じております。

今後、河川管理の状況を注視いたしながら、市内の河川や最終処分場施設の追加検査に対しましては検討していきたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 藤根水道課長。

○水道課長（藤根 勝） 再質問にお答えします。

再質問の19か所の取水井全部を毎年検査するべきについてでございますが、先日、11月30日付の新聞報道によりますと、環境省がP F A Sを水道法上の水質基準の対象に格上げし、対応を法的に義務づけるかどうか、こういったことを2025年の春をめどに方向性を示すということを示されました。今後につきましては、こうした国の動向を十分注視しながら、P F A Sに係る検査の拡充を進めていく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤孝成議員。

○13番（武藤孝成） 答弁ありがとうございました。

最後に、それぞれ水質検査等をホームページで公開されていますが、広報紙などにより掲載し、安全な川とか、安全な飲料水であることを周知し、図られることお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で武藤孝成議員の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問を1点行います。

労働力人口の減少に新たな支援策を。

人口減少、少子高齢化が進む日本、厚生労働省の将来推計人口、令和5年推計によると、2020年から2024年にかけて総人口は減少する一方で、2040年には65歳以上の人口比率が約34.8%に達すると推計されています。

日本が直面する超高齢化社会、2040年問題は、医療・介護、公共機能の低下や社会保障給付の負担の増大、労働力不足などの問題が生じることが懸念されています。経済を支える労働力人口の減少は深刻化し、2025年に6,634万人となる働き世代の人口は、2040年には5,542万人まで減少すると試算されています。このまま労働力不足が進めば、十分な質・量の商品やサービスが提供できず、収益や業績の不振につながり、また労働者個々の負担は過剰になり、生産性の低下、経済の停滞が避けられなくなります。

労働力人口が激減する中、あらゆる分野でDXの推進による生産性の向上が叫ばれており、AIを含むデジタル技術を活用し、業務プロセスの改善、生産性の向上を図る取組が進んでいます。

AIが商品の目利きをし、製品にブレをなくすことや、熟練の職人が考えていることをAIに蓄積し学習させること、製造部品のリスクを見抜く目を養うためのAIなど、長い下積みや修行を経て人から人へと受け継がれてきた技術や勘の継承課題を、AIを活用して解決しようという動きが現れています。私が調べたところ、山県市内でも既にAI導入をされている企業が2社、AI勉強会に取り組んでみえる企業が1社いらっしゃいます。

山県市は今年3月に、今年度から2031年度までを計画期間とする新たな総合計画「自然と活力調和プラン」を策定しました。プランの、これから踏まえるべき新たな視点にも、2040年問題、デジタル社会への加速化が挙げられており、地域産業が牽引する活気のあるまちを目指す姿とする市内中小企業者への支援では、担い手不足を補うための生産性向上が必要であることが課題、生産性の向上、販路開拓、事業継続、創業に係る取組を支援する環境を整えることが対策とされています。

山県市には1,000社を超える中小企業、小規模事業者が存在し、地域経済の中心的な役割を担っています。

市内事業者が商工会の伴走支援を受けながら、持続的な経営や事業の発展、市内経済・産業の活性化のために、自ら積極的に自社の課題解決のために行う中小企業等活性化補助金事業の実施、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定など、地域経済の循環にこれまで力を注いでこられたことと存じますが、担い手不足を補うための生産性向上への対策、またAIを含むデジタル技術を活用する取組の推進・支援についてお考えをお尋ねいたしたいと思います。まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

担い手不足を補うための生産性向上の対策についてでございますが、令和2年度より実施しております山県市中小企業等活性化補助金の機械設備導入のメニューにより、生産性が直接向上する機械設備導入事業を支援してまいりました。よって、事業者の設備も充実してきたと感じているところです。ほかにも、プッシュ型の支援として、山県市のメールマガジン、事業者お役立ち情報にて、補助金などの事業活動に役立つ情報の発信を月2回程度配信しております。

また、商工会とも連携し、商工会主催で、元気な会社づくり講演会を毎年3月に実施しております。これは中部経済産業局、岐阜県商工労働部、山県市が市内中小企業を対象にそれぞれの支援策を案内して、補助金等の理解を深めていただいております。

担い手不足の対策としましても、令和6年度より中小企業人材確保のための奨学金返還支援補助金を設けており、市内在住、在勤者で奨学金返済中で要件を満たしている方に、補助金を交付しております。本年度は4名に交付いたしました。

また、令和5年度より、山県市内の中学生が多く進学する山県高校、岐阜城北高校を対象とした、やまがた地元企業説明会を開催し、山県市内の企業を知ってもらうことで雇用につなげ、担い手不足の解消につながるよう取り組んでいるところです。

やまがた地元企業説明会では、生徒たちは山県市内にどのような企業、職種があり、どのような人が仕事をしているのか、働く人のやりがいを知ることができました。企業側も会社をPRすることができ、いい機会をいただいたとの感想があり、生徒、企業ともに好評な意見をいただいております。今後も継続して市内事業者の雇用確保支援に努めることで、担い手不足の解消につなげていければと思っております。

中小企業のDX推進につきましても、6月から総務省の地域活性化起業人制度を活用し、2名の副業型地域活性化企業人に業務委託しております。中小企業のDX推進を専門としており、現在は商工会を通じて企業の課題、困りごとなどをヒアリングしており、今後、企業のDX推進に向け取り組んでいくところでございます。

また、AIを含むデジタル技術を活用する取組の推進・支援についてでございますが、中小企業庁のものづくり補助金にある省力化枠がこれに当たると思います。議員御質問のとおり、既に2社が導入し、1社が検討しているとのことですので、導入内容、状況を確認しながら検討をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問を行います。

担い手不足を補うための生産性向上対策についてお答えをいただきました。活性化補助金や商工会との連携、奨学金返還支援補助金の成果、高校生を対象にした企業説明会による雇用確保の取組が好評であったことをお話しいただきました。

私も説明会に参加された企業の方のSNSを拝見いたしまして、PRに工夫を凝らす姿を見させていただきました。

さらには、地域活性化起業人制度の活用により、DXの推進にも取り組まれているとのことでした。

これまで山県市が力を注いできた取組は、その成果をしっかりと評価し、ぜひ今後継続、発展させていただきたいと考えます。

再質問は、一方のAIを含むデジタル技術を活用する取組の推進支援について、お尋ねをいたします。

先ほどお話しをさせていただきましたとおり、各企業の中に長い年月をかけて蓄積された知恵、技術、経験は、この先、伝承する人の数が減っていきます。これまでは人から人へ受け継がれてきたものが失われていくことは、日本の経済にとって大きな課題となります。

そこで注目を集めているのがAIの活用です。2023年、ChatGPTの劇的な登場でAIの領域が進化しました。ChatGPTについては、1億人ユーザーを達成するまでに2か月かからなかった、このスピードは史上最速と言われています。

識別系、予測系、生成系、会話系の4体系で進化をしてきたAI、中でも文章、グラフ、画像、動画、音声、音楽などを生成することができる生成AIは、使いこなせば多くの業界で業務の効率化を図ることができます。

今、生成AIは社会実装されていく中で2つのモデルに展開されています。水平AIと言われる汎用性のあるAIは、営業、事務、問合せ、デザイン、係数分析、経理、システム開発や運用などに。バーティカルAIと言われる業界特化型のAIは、特殊な寸法、記号を必要とする製造図面作成、生産管理工程、検品、建設図面の作成などに。

これまでの生成AIは、既に認識しているパターンに基づき、直感的に素早く答えを出すことができる思考を持っていました。反射的に一般論を返すため、正確性、質については、反射的で早いですが熟考されていない、独創性、創造性については、新しいものを発明できない、事前学習データの一般性については、基本は各企業の固有の情報がないなどの課題を抱えていましたが、今進化している生成AIは、精神的な努力、考慮、推

論、問題解決をする、考えないと分からない情報を提供できるA I、論理的な思考を持つようになりました。答えの前に仕事の仕方を教えた生成A Iは、計画を立て、タスクに分解、幾つかの選択肢を当たり、自己決定をすることができます。

ある企業の調査によると、ここ2年間で、ビジネスで生成A Iをふだん使いしている企業の割合は世界で約4割、今より何十倍もの人手不足の未来がやってくる日本にとっては、生成A Iの活用がますます重要な役割を果たすと考えられます。

山県市の経済を大きく支えるものづくり、製造業の事業継続、発展に、今、新たな挑戦が始まっています。

創業70年以上の蛇口、バルブの製造メーカーの市内企業は、品質管理に関するノウハウの伝承に生成A Iを活用する取組を進められています。製品の検品や検証にベテランは早く答えを出すことができます。ベテランが何をどう確認してきたのか、独自の観点から品質の調査検証をし、調査結果の下書きを出すことができるA I。この企業がA IやD Xを推進するのは、人を大切にす経営を実現させるため。人件費の削減ではなく、付加価値を生まない動作や、単純作業を排除し人らしい創造的な仕事をしてほしいというリーダーの思い。A Iの活用やD Xが進めば、仕入先、お客様が抱える課題、問題の解決に時間をかけることができ、人間の仕事の価値を高めることを目指されています。企業にとって大きな3つの基盤、知恵、創造的なアイデアの基盤、技術、製品やサービスの質の基盤、経験をつなぐことが信頼の基盤、その3つに生成A Iの力を生かすことができます。

A Iはまだまだ発展途上、現状でA Iに完璧を求めるのは難しい段階ではありますが、人の工夫と創造性を乗せて、トータルで事業の継続、発展のエンジンにしていくことができます。生成A Iの進化のスピードは非常に速く、どこに使っていくかが企業での活用の肝となります。開発や構築自体に費用がかかり、試験的な運用が必要、学習させるデータ、伝承すべき情報の質が重要で、A Iを育成し続けなければならない点や、最新のものをチューニングして変化していくことが必要な場合もあり、先ほど御答弁にありました3年から5年の事業計画を必要とするものづくり補助金、省力化枠の要件には適合させるのが難しい事例が多くあります。

山県市の企業が取り組まれ出した新たな伝承の形、労働力人口が激減する時代に向かう中、山県市で事業を継続、発展させたい、山県市だからこそそれがかなう、全国モデルとなるような取組の独自の支援推進を、人の力が生きる市内企業の活力向上につなげていただきたいと思います。

まちづくり・企業支援課長にお考えをお尋ねして、私の質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えします。

まず、令和2年度から実施しております山県市中小企業等活性化補助金の状況から御説明させていただきます。

令和2年度からこれまでの補助件数は291件、このうちでデジタル化に分類されるものは24件で、全体の約9%でございます。また、24件の内訳として、ホームページの作成が15件、その他機械を動かすためのソフトウェア等の導入が9件といった状況でございます。また、同補助金を活用した企業に、経営課題のアンケートを取ったところ、人材採用と人材育成が主要な課題であることが分かりました。これらの結果から、市内中小企業全般の設備投資としては、デジタル化よりも高性能な機械の導入に高い需要があり、デジタル化の取組はまだまだ進んでいないような状況にあると考えられます。

これらの状況から、地域活性化起業人制度を活用し、市内中小企業のIT化やDX推進を支援するため、商工会を通じて企業の課題、困り事などの現状をヒアリングし、取り組んでいるところでございます。また、市内の複数の中小企業が、県内公的機関の支援を受け、製造工程をIoT化して生産性向上を実現した事例がありますので、公的機関による支援制度やセミナーなどを、商工会を通じて案内しております。

議員御発言の生成AIの導入については、生産性の向上、人材不足への対応などの課題を解決する可能性があると思います。生産性の向上につきましては、AIの活用により、ルーチンワークだけではなく、専門性を要する業務も効率化し、従業員がより創造的な仕事に集中できるようになると思います。また、ベテラン社員の豊富な経験や技術をAIによってマニュアル化し、若手社員の教育に活用することで、ノウハウの組織共有化に対応することができるようになると思います。

一方で、中小企業がAIを導入する上での障害も存在すると思っております。AIへの理解度不足、日々の業務に迫られる中でのAIの導入、業務フローの開発、実行の困難さなどが上げられると思います。このような状況であるため、AIを含むデジタル技術の活用は、まだ市内中小企業においてニーズが低い状況であると考えております。

しかし、議員御発言のとおり、AIを導入する取組により、山県市での事業継続、発展、労働力人口が激減することに対する対応を進めている企業があるのも現状でございます。導入内容、状況を確認しながら検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

通告順位9番 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり1問、質問をさせていただきます。

質問事項、山県市カーボン・マイナス・シティ推進補助金について、市民環境課長にお尋ねいたします。

山県市ホームページによると、市の再生可能エネルギーや省エネルギー設備の利用促進を図るため、太陽光発電設備などの設置や高効率機器（買換えが目的で従来の機器より30%削減効果が得られるもの）の入替えに対して、予算の範囲内で補助金を交付しますとあります。これらはカーボン・マイナス・シティ家庭用補助金、事業用補助金があることが分かります。以前、山県市広報のほうにもチラシが入っていました。現在、山県市ホームページには2つの補助金とともに募集の終了のお知らせが載っています。そこで、お尋ねします。

補助金の令和6年度実施状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の令和6年度のカーボン・マイナス・シティ推進補助金の実施状況についてでございますが、昨年度から実施しております家庭用補助金の範囲を拡張して実施、新たに事業者向け補助金を創設して募集を行いました。

補助対象設備とその要件につきましては、市内家庭向けと市内事業者向け、共通の補助制度として、増設、買換えや設備改修を行わない新設の太陽光発電設備、太陽光発電設備と同時に設置するエネルギーマネジメントシステムがあり、高効率空調機器につきましては、従来の空調機器に対して30%以上のCO₂排出量削減効果が得られる機器を対象としております。

市内家庭向け独自の補助制度につきましては、太陽光発電設備と同時に設置する蓄電池、高効率給湯機器につきましては、従来の給湯機器に対して30%以上のCO₂排出量削減効果が得られる機器を対象としております。

今年度は、市内家庭向けに32件の申請があり、市内事業者向けに10件の申請がありましたので、それぞれ交付決定を行いました。

なお、申請受付期間は5月1日から令和7年1月末日で、9月30日に一時受付を終了していましたが、予算の調整がつかしましたので、現在は一部再募集を行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 山県市内において、令和6年度補助金が活用されていることが今の答弁でよく分かりました。そこで再質問のほうをいたします。

補助金制度の効果と次年度以降の予定についてお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問の補助金制度の効果と、次年度以降の予定についてお答えいたします。

今年度の補助金制度の効果は、再生可能エネルギーの利用促進を図って、温室効果ガスの排出削減を図るため補助金事業を行っているもので、太陽光発電設備及び蓄電池の導入をした補助対象者らは、補助金を活用して、再エネ効果として太陽光発電設備から生まれる電力を家庭や施設内で消費することにより、電力会社から購入する電力量の使用を抑えることができ、ひいては電気料の削減になっております。また、今年度新設しました省エネ補助金の効果といたしましては、従来の空調設備や給湯機器に対して30%以上のCO₂排出量の削減効果が得られる機器へ更新をされています。

先ほど御説明いたしました令和6年度の交付状況は、市内向け32件、市内の事業者向け10件に、令和5年度行いました市内家庭向け4件を合わせた合計46件が推進補助金に申請され、交付をさせていただいております。うち令和5年度から令和6年度に申請された再エネ補助金合計907万円の交付をして生まれた再生可能エネルギーは、124.3キロワットとなります。これは家庭が1年間で消費する電力の25世帯に相当するもので、再生可能エネルギーの利用促進を図ることができました。

加えまして、今年度創設しました省エネ補助金に805万円を交付いたしました。補助対象者らは、電気使用量の削減はもちろん、CO₂排出量削減へも貢献しているところでございます。

次に、次年度以降の予定につきましては、環境省の重点対策加速化事業が終了する令和10年度までは計画的に実施できるよう、毎年度精査しながら調整をしていく予定でございます。

以上で田中議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 毎年度、市民の皆様に分かりやすい補助金制度の説明、周知を今後ともよろしく願いいたします。

また、補助金の有無にかかわらず、地球に対しCO₂排出を抑制することは、地球温暖化対策になり、大変大事なことなので、10年後、20年後の山県市の将来を見据え、カーボン・マイナス・シティ達成のためにも、今後のさらなる取組に期待いたします。

質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。以上で田中辰典議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広） これで、本日子定しております一般質問は全て終了いたしました。

19日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時22分散会

令和6年12月19日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山縣市議会定例会会議録

第4号 12月19日(木曜日)

○議事日程 第4号 令和6年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第83号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第84号 令和6年度山縣市一般会計補正予算(第7号)

議第85号 令和6年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第86号 令和6年度山縣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第87号 令和6年度山縣市水道事業会計補正予算(第3号)

議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について

議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

議第90号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第83号 山縣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第84号 令和6年度山縣市一般会計補正予算(第7号)

議第85号 令和6年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第86号 令和6年度山縣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第87号 令和6年度山縣市水道事業会計補正予算(第3号)

議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について

議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

議第90号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）

- 議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第90号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第83号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第84号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 議第85号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

		る協議について
議第90号		指定管理者の指定について
日程第4	採 決	
議第82号		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第83号		山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第84号		令和6年度山口市一般会計補正予算（第7号）
議第85号		令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第86号		令和6年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第87号		令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）
議第88号		証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について
議第89号		電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
議第90号		指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	11番	山崎通
12番	吉田茂広	13番	武藤孝成

○欠席議員（1名）

10番	操知子
-----	-----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政課 長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹

市民環境課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼健康介護課長	森正和	子育て支援課長	正治裕樹
農林畜産課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	生涯学習課長	大西義彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野公男	書記	大野幹根
書記	太田菜々子		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会 奥田真也委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（奥田真也） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日午前10時より開催し、審査を付託されました議第82号及び議第84号、議第87号の所管に属する条例案件1件、補正予算案件2件の3議案を議題とし、審査を行いました。

質疑において、議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）総務産業建設関係については、農林水産業費、農業振興費、有害鳥獣防止柵設置助成金において現時点の申請状況と今後の申請見込み件数について。助成金の対象となる施設についての質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第82号及び議第84号、議第87号の3議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会 寺町祥江委員長。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月11日午前10時から開催し、審査を付託されました議第83号から議第86号及び議第88号から議第90号までの7議案の所管に属する条例案件1件、補正予算案件3件、その他案件3件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）厚生文教関係では、民生費、福祉医療費、市単子ども医療費と重度心身障がい者医療費の内訳はどのようなか。民生費、児童福祉総務費、放課後児童クラブ施設改修工事の内容及び目的はどのようなか。民生費、生活保護費、医療扶助費において、内容はどのようなか。議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、保健事業費、

健康診査費、健診事業委託料において具体的な健診の内容、補正する理由及び期待する効果はどのようなか。議第90号 指定管理者の指定について、指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの契約金額はどのようなかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託された議第83号から議第86号及び議第88号から議第90号の7議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広） 日程第3、討論。

これより議第82号から議第90号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号 令和6年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 令和6年度山口市水道事業会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございます。

ございました。

これにて令和6年山口市議会第4回定例会を閉会といたします。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 吉 田 茂 広

11 番 議 員 山 崎 通

13 番 議 員 武 藤 孝 成